

総会

配布：一般

2016年2月2日

原文：英語

第70会期

議題 73(a)

特別経済援助を含む、国際連合の人道支援及び災害救援の強化；
国際連合の緊急人道援助の調整の強化

人道理念は一つ：責任の共有を

世界人道サミットに対する事務総長報告書

目次

	頁
I. 序	2
II. イスタンブールへの道のり	4
III. 人道理念は一つ：変革のための将来像	6
IV. 人道理念：共有された責任—現代の課題に共に立ち向かう	7
A. 核となる責任その一：紛争を予防・解決するためのグローバルなリーダーシップ	8
B. 核となる責任その二：人道を保護する規範を護持する	16
C. 核となる責任その三：誰も置き去りにしない	25
D. 核となる責任その四：人々の暮らしを変える—届ける支援から人道ニーズ解消に向けた取組へ	36
E. 核となる責任その五：人道に投資する	49
V. イスタンブール：行動への呼びかけ	62

添付文書

人道への課題	66
--------	----

I. 序

1. 私は幼少時代、戦争の中で育った。6歳のとき、韓国の村の自分の家から、手で持てるだけのものをもって、逃げるしかなかった。行っていた学校は破壊され、自分の家は住む人を失った。私は恐怖と先が見えないこわさでいっぱいだった。自分にとって最も暗黒の時代が、かくも自分の将来を形作ることになるとはそのとき知るよしもなかった。まだ誕生間もない国際連合は、住むところ、教科書、救援物資とともに保護と希望を私に与えてくれ、公職の分野で自分のキャリアを積むことの原動力となった。国連が創設されてから70年たった今でも、その青い旗は未だに全人類のための希望の表象であり続けていると信じている。

2. 事務総長の任期中常に国際社会が共に行動できればどれほどのことを達成することができるのかに、とても感銘を受けた。私達は地球上の貧困に終止符を打つために野心的な持続可能な開発のためのアジェンダに合意した。私達は災害のリスクを軽減し、レジリエンスを促進するために、普遍的な気候変動の協定及び新たな枠組を採択した。私達は平和と安全の分野において、共に改革を開始している。しかし、もっとたくさんの人々の、更なる発展が緊急に必要なのである。

3. 私の任期の最終年にあたり、これまで新枠組や規範の合意での進展がみられたものの、私達人類の現状に私は深く憂慮しつづけている。あまりにも多くの場所において、平和、安定そして持続的な経済発展は手に入れにくいものとなり続けている。野蛮で手に負えないようにうつる紛争は、何百万人の生命を荒廃させ、全ての子孫の将来を脅かしている。自然災害や気候変動によって引き起こされる大災害によっていっそうひどくなった極度の貧困と弱体化した制度によって特色づけられるより多くの国家は、いとも簡単にももろくなっている。暴力的な過激主義、テロリズムそして国境を越えた犯罪は、いつまでも消えることのない不安定性を創出している。国家間の拡大する経済的不平等、そして貧富の格差のひろがり、社会における最も弱い立場の人々をさらに周辺に追いやっている。気候変動は、食料の不安、水不足、紛争そしてその他の傾向を悪化させ、さらなる人道的ストレスを引き起こしつづけている。大災害は、より頻繁におこり激化している。パンデミック、伝染病の流行及びその他の地球規模の健康に対する脅威は、頻繁にかつ憂慮すべきレベルで出現しつづけている。何百万の人々が、安定や機会をもとめて自分たちの家を置いて移動しているのに伴い、彼等を受け入れる国々の能力や意思は、深刻な挑戦に直面している。村や町は新たな機会を提供するものの、自然災害、パンデミック、空爆と複合した無計画で急速な都市化は、より

多くの人々をリスクの中に陥れている。

4. このような挑戦は、共同体及び国家制度のレジリエンスを試し、彼等を支援する地域的、国際的機構の能力を伸張している。暴力的な過激主義及び標的にされた攻撃が人命救助の支援を提供する能力をとて阻止するような状況にあっても、平和維持要員、平和創造要員、人道支援要員は、より長い期間そしてこれまでにない高コストで派遣されている。同時に、これらの挑戦、現在従事している多様な組織又は必要としている人々に届くように全てのステークホルダーの能力や資金を利用した統一したアプローチに国際的な支援システムは追いついていない

5. このような内的外的挑戦は、私達の人類に対する約束を再確認するための根本的な変革の過程を、必要としている。それゆえに、私は世界人道サミットを要請した。2016年5月にトルコのイスタンブールで開催予定のこのサミットはこれまでに類をみないものであると信じている。そして、これは「我ら人民」（国家及び政府の長、被害を受けた地域の代表、国内及び国際の支援団体、グローバルのオピニオン・リーダー、民間の長その他の人々）が紛争を終結し、苦痛を和らげ、リスク及び脆弱性を軽減するために私達はより多くのことができること、そしてしなければならないと合意する機会となるべきである。

6. 1941年に、残忍な紛争と苦痛の渦中で、リーダーたちはロンドンにあるセント・ジェームズ宮殿に集結した。彼等は、国際の平和と安全の脅威に対する集団的な管理を根本的に変革する必要があることを認識した。国際関係を管理する第一義的な制度として、外交が戦争を引き継いだ。国際協力、平和的解決そして戦争の惨害に終止符を打つ計画にリーダーたちは合意した。今日の挑戦はその当時のものと異なるかもしれないが、歴史上同じような局面に私達は来ているのではないかと信じる。私達はこれまでの約束を覚え、合意した規則を尊重しなければならない。私は、グローバルの秩序に信頼を取り戻し、紛争、慢性的な欠乏、そして絶え間ない恐怖に取り残されている何百万もの人々に、受ける価値のあるそして私達に期待される連帯をみせなければならない。

7. セント・ジェームズ宮殿から75年後に開催される世界人道サミットは、今日の挑戦と効果的に私達の人類に対する約束及び今日の挑戦と効果的に対峙できる結束と協力を確認し、更新する機会を提供するものである。私は、人類を守り、人類の発達と促進することが私達の意味決定及び集団的行動の動機となる、国際関係の新たな時代における責任を果たすために、世界人道サミットに

来る世界のリーダーたちが、前もって準備することを求める。

II. イスタンブールへの道のり

8. 2012年に私が世界人道サミットを要請した際、私は、危機に直面している人々の増加と資金の要求事項の劇的な増加に非常に当惑していた。緊急の生命救助のために創られた人道的支援組織は、平和までの道のりが困難かつ長いと思われる国家において、人々が二度と家に戻ることができない中、来る年も来る年もサービスの提供を一層縛り付けられている。それ以来、緊急にこのサミットを開催しなければならないという機運は増すだけである。人道的支援を必要とする人々の数及び関連した資金的な要求は、記録を更新している。何千もの人々は、包囲された地域に閉じ込められ、飢えに苦しみ、何万もの人々はよりよい生活を求めて移動しているという状況で、恐怖と女性と子どもに対する意図的な暴力、空爆及び住宅街に対する無差別な砲撃は、悲惨だがよく見慣れたものとなってしまった。

9. 約3年間にわたり 153 カ国の 23000 人が参加した、交渉の結果できた「人道の回復：行動を要求する世界の声」と題する世界人道サミット報告書と 2015 年 10 月、ジュネーブで開催されたグローバル会議から明らかになったことは、人々は、人類に対する挑戦と苦痛に終止符を打つためのグローバルな統一と連帯の欠如に対して、怒りと不満をつのらせ、変革を求めているということだ。

10. 政治的解決の代替として、しばしば人道的行動が用いられていることに怒りがある。人々が永久的な解決法を探ることができるために、十分なことがなされておらず、自宅を強制的に追いやられた人々の数が第二次世界大戦以来見たことがないレベルにまで達していることに怒りがある。国家主権及び安全保障が人々の人権の保護と援助よりも上に置かれ、また説明責任もなしに、日常的に国際人道法及び国際人権法の最も重要な教義が守られていないことに怒りがある。

11. 自分たちの声が届かず、能力が認められておらず、ニーズが満たされず、そして平和的、自己充足的な将来が実現されていないと感じる、危機の中にいる男性、女性、若者及び子どもの間に不満がある。政府、及び地域の組織の側も、国際共同体によって、対応及び資金のアクセスが第一義的にあると考えられていることにもがき、統治と調整の制度が尊重され強化されるどころか、国際行為主体によって横に追いやられていることに不満を募らせている。人道的組織も、予測可能で適

切な資金なしで、より多くのことをやること、より長く滞在しなければならず、人道援助の政治化によって、必要としている人々を助けるための努力を塞がれていることに不満がある。

12. 国際的支援制度に対しても少なからぬ不満がある。それは、時代遅れで、変革しようとせず、断片的で協働的であることに拘束されず、一部の国家の関心及び資金に支配されすぎているとみられている。危機の中で苦しんでいる人々があまりにも少しの支援もしくは注目が得られず、支援制度に対して不満がある。また、支援がほとんどない中で、自分たちの家や国家を開放している近隣共同体や国家にも不満がある。すべての者によって、人々の苦痛に対して政治的にまた財政的に対応するための責任が分かち合われていないことに対して、広く不満がある。

13. しかし、怒りと不満と同時に、紛争に対する準備の投資、対応の努力を牽引し、多くの命を救ってきた国家政府の自尊心や、共同体のレジリエンス、再建及び再生に貢献してきた、個々の市民、地元の対応者及び市民社会の団体の自尊心がある。難民の人々を歓迎するために自宅や共同体を開放した外国にいる隣人や市民の同情がある。第一の対応者として、女性や若者が何を達成してきたか、彼等に力が与えられたときに、どのような創造的な解決法を始めたかを耳にすると、希望がある。このような努力を行う共同体を支援することを決意している国連や人道組織の職員の自尊心がある。求められている人々の尊厳及び資金を与えるための新たなパートナーシップ、技術及び資金を採求する全ての者の決意がある。

14. 何より、あらゆるところにいる人々は、世界人道サミットの交渉の中だけでなく、最近の国連の評価や改革の過程¹においても、変革の願いを表明している。その変革は、世界のリーダーたちが、人々の苦しみに終止符を打ち、危機を予防するための政治的解決を模索し、また、自らが合意した国際法を守ることになる。その変革は、最も疎外され最も遅れている人々に到達するものである。その変革は、影響を被っている人々及び地元の組織に自分たちの将来の第一義的主体として、声とリーダーシップを与えるものである。その変革は、国際支援の依存を永続させるよりも、独立

¹ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(決議 70/1); 仙台防災枠組み 2015-2030 (決議 69/283); 第 3 回開発資金会議のアジス・アベバ行動目標(決議 69/213); 国際連合気候変動枠組条約の下でのパリ協定 (FCCC/CP/2015/L.9/Rev.1); 2015 年 12 月 8-10 日にジュネーブで開催された第 32 回赤十字赤月国際委員会会議; 平和活動に関するハイレベル独立パネル報告書 平和のために私達の力を結束する-政治、パートナーシップと人々 (A/70/95); 平和を持続することの課題 平和構築構造の再検討に関する諮問グループの報告書 (A/69/968); UN ウィメン 『紛争の防止、正義への移行、平和の保障-安全保障理事会決議 1325 の実施に関するグローバル研究』; 女性、平和と安全保障に関する事務総長報告 (S/2015/716); 重要すぎて失敗できない-人道資金の調達不足を解決するために 人道資金の調達に関するハイレベルパネル報告, 2016 年 1 月.

独行を促進するものである。その変革は、政府、地元共同体隊及び民間並びに支援団体が危機の中でどのように協働することができるか、新しいモデルを先導するものである。その変革は、世界のリーダーたち、国際機構及びその他のステークホルダーが、より緊急意識をもち、最も必要とする者に手を差し伸べることの決意を鼓舞するものである。人々は、そのような変革を、世界人道サミットが実現することを期待しているのである。

III 人道理念は一つ：変革のための将来像

15. このような変革は、統一の将来像を必要とする。グローバル化した世界では、この将来像は、文化的、宗教的又は政治的違いを認めかつこれらを越えつつ、人々、共同体及び国家を一緒にするために包括的、普遍的なものでなければならない。全ての者が得るものがあるように、相互の利益に基盤が置かれなければならない。国際社会が戦争を終結し、グローバルな挑戦と対峙するという国連憲章の約束を守る能力があるかどうか、多くの者が疑義をもつ時代において、私達は、最大限に私達を結びつける価値観を再確認しなければならない。変革のための未来像は、よって「人道理念は一つ」という私達をひとまとめにする価値に基づかなければならない。

16. このような共通した人間性には、様々な民族、国籍のアイデンティティ、宗教的信念、そして文化的慣習がある。しかし、各個人は、保護され、尊重されそして活躍するための条件と機会が与えられなければならない、生まれながらの尊厳と価値があるという、普遍的な原則とつながっているものである。私は、世界中でこのことが再確認されていることをみてきた。人々は、安全、尊厳そして繁栄する機会を求めている。

17. 人々は、安全でいたい。暴力、圧政、迫害と恐怖から解放されたい。身体的な安全がなければ、その他のニーズ、権利そして望みはかなえられない。サービスを受けることはできず、暮らしや教育を続けられず、繁栄も達成できない。人々は、尊厳をもって扱われたいと思うし、自分たちの人生に意味があるのだということを知りたい。それは、ジェンダー、人種、国籍または社会的出身、宗教的信念、支持政党、財産、又は、出身その他の地位に基づく区別なしに。人々は時分たちの生活や将来の中心定な主体として認められ、力を与えられたい。人々は、自分たちや自分たちの家族のために繁栄し、自律して、生活を向上させたい。これらのニーズ、欲求、野望は危機の中でも途絶えることはない。

18. これらの欲求は、複雑なものでも抽象的なものでもない。これらは、とても現実的で人間的なものである。その性質は、生来的に有するもので、普遍的に認められたものである。そして、各国の憲法の前文や、多くの宗教の中心部分で確認することができる。それはまた、私達の国際秩序の中心でもある。生まれながらにして有する尊厳と人間の価値、男女間の平等そして全ての人の経済的、社会的発展は、国連憲章の根底にあるものである。人間の苦痛を防止し緩和すること、人間の尊重を保障するために命と健康を保護することは、最も重要な人道的原則であり、全ての他者がその達成のために働かなければならないものである。世界人権宣言の中では、人道主義は、全ての男性、女性、子どもが、恐怖と欠乏から自由に生きられることを可能とする人権と基本的自由を全て下支えしているものである。ミレニアム・サミットにおいて人道主義は、21世紀の国際関係を導く中心的な価値であると世界のリーダーたちは合意した。2015年9月、その人道主義の考えに基づいて、持続可能な開発のための2030アジェンダの中心に人々を置いた。

19. しかし、このような人間を中心にすえる確言にも関わらず、紛争、災害又は悪化する貧困及び欠乏状態にいる何千万もの人々の置かれている現況は、日々、生きること、尊厳、安全、食べ物、シェルター、教育、ヘルス・ケア、そして進歩のためにもがいている。彼等は、国際社会が、人間性、中核的な価値や原則を、規範的なレベルにおいて合意できるかどうかなど関心ない。彼等は、このような未来像を国際社会が彼等一人一人にとって現実的なものに変えられるかどうかに関心がある。彼等の関心は、私達の関心とならなければならない。私達のもがきが私達の責任とならなければならないのである。

IV. 人道理念：共有された責任—現代の課題に共に立ち向かう

20. 何百万もの人々の人道理念についてのこのような確認を達成することは、宣言としてのビジョンを超える必要がある。それは私達の政治を形成し、私達の行動を指導し、私達の政治的、社会的、財政的決定の一貫した推進力である必要がある。人道理念は、行動する私達の責任と不可分なものとならなければならない。私達個人のまた共有された責任を受け入れまたそれに基づいて行動することは、したがって世界人道サミットの中心的なテーマにならなければならない。

21. 最近の検討及び国際的な改革のプロセスから、また世界人道サミットの協議から得たこととし

て、事務総長は、核となる次の責任が人道理念をより良く伝える上で重大であると信じる：(a) 紛争を予防・解決するためのグローバルなリーダーシップ；(b) 人道規範を護持する；(c) だれも置き去りにしない；(d) 人々の暮らしを変える一屈ける支援から、人道ニーズに向けた取組へ；そして (e) 人道への投資である。

A. 核となる責任その一：紛争を予防・解決するためのグローバルなリーダーシップ

人間の苦しみを終わらせるためには、政治的解決、目的の一体性と持続的なリーダーシップ、そして平和で包摂的な社会への投資が必要である。

22. 戦争は、長期に及ぶ人々の苦しみと政治的混乱をもたらす。人道支援はその様な苦しみを緩和し、平和維持要員は状況を安定化させるかもしれないが、それらは永続する平和と繁栄を創り出すことはできない。紛争の予防と終了また平和の構築は、人道理念への私達の最初のまた最も重要な責任として国連憲章に確認されている。しかしながらこの取組は私達のグローバルなリーダーシップや資源が、現在、重点的に扱っている分野ではない。世界人道サミットは、私達が、国家、国際機構、民間部門、市民社会及び個人のリーダーたちとして、私達のコミットメントを再確認する、分岐点になるべきである。

23. 1990年代後半と2000年代初期における減少の後、主要な内戦は、2007年に4件だったが2014年には11件に増加した²。各紛争の根本原因は様々であり複雑である。結果はしばしば同じである：紛争がかつては安定していると考えられていた場所で生じ、激しくなり、かつて解決したとみなされていた場所で再発する。今日の内戦の3分の1は、紛争の一つのまたは複数の当事者を支援する外部の主体の関与がある。この国際化によって内戦はより破壊的となりかつ長期化する³。越境する犯罪集団は、脆弱な紛争影響国において、とくに都市において成長し、紛争後の国家を不安定化させ、国家建設の取組を損ない暴力行為を長引かせる。

24. 和平合意と解決の交渉もより一層困難になってきた。紛争当事者の数が劇的に増加し、彼らの

² これは、新しい紛争と、かつては低強度の暴力行為だったものが「内戦」に劇的に拡大したものとを混合を表す。Sebastian von Einsiedel and others, *Major Recent Trends in Violent Conflict*, Occasional Paper 1 (Tokyo, University Centre for Policy Research, 2014)を参照。

³ Von Einsiedel and others, *Major Recent Trends in Violent Conflict* (脚注2を参照)。

互いに異なった利益は、今や多様な主体による並行した関与を必要とする：すなわちグローバルな力をもつ国々、地域に影響を及ぼす国家、国際的なまた地域的な機構、及び政治的または経済的影響力をもつ個人である。しかしながらより多くの主体が関与することは、紛争解決の取組の複雑さと長期化をもたらし、重複や逆効果のプロセスをもたらす。武装集団は関与したり交渉したりすることが困難であり、本来であれば至ったであろう解決に公然と反抗する。

25. このような傾向の結果、国際社会は、常に危機管理の状態にある。2012年から2014年の間、国連の平和維持活動以外の活動が60%増加した⁴。国連の平和維持要員のほぼ3分の2と、国連特別政治ミッションのおよそ90%が、高強度紛争を経験する国においてまたはそれらの国について活動している⁵。今ではミッションは、平均して、前身のミッションよりも3倍長い⁶。国連によって要請される人道基金の80%以上が、紛争状況下の人命救助のニーズを満たすために行われる⁷。国際社会は危機への対応を増加しているが、その一方で危機を終わらせるための持続可能な政治的なまた安全保障上の解決を見出すことに苦勞している。

26. 2014年の紛争と暴力行為の経済的財政的コスト(cost)は、14兆3千億ドル、世界経済の13.4%と推定されている⁸。しかしこれは、最も破壊的な人的コストであり、紛争が人間開発の最大の障壁となっている⁹。都市の中心を戦場とすることは、より多くの一般市民を殺害し、重要なインフラが破壊されることになる。一般市民は戦闘、暴行や拷問により、長期に及ぶ傷害と精神的トラウマを被る。医療制度と水道のインフラが破壊され疾病が蔓延する。農業は中断され食糧の備蓄は底を突き、飢餓の蔓延、栄養不良そして子どもの発育不良が後に続く。学校は破壊され教育は中断し、子どもたちは、虐待、人身売買、強制徴用の犠牲になる。女性たちは権利をはく奪され、恣意的な攻撃の対象となる。何百万もの人々が住居を逃れ、町から町へと移動し、海や国境を越える。こ

⁴ Centre on International Cooperation, *Global Peace Operations Review: Annual Compilation 2015* (New York, 2015). 数字にはアフガニスタンでの北大西洋条約機構(NATO)のミッションは含まれない。

⁵ Von Einsiedel and others, *Major Recent Trends in Violent Conflict* (脚注2を参照) <http://cpr.unu.edu/examining-major-recent-trends-in-violent-conflict.html>; 平和を持続することの課題：平和構築構造の再検討に関する専門家諮問グループ報告書 (A/69/968)も参照。

⁶ Von Einsiedel and others, *Major Recent Trends in Violent Conflict* (脚注2を参照) <http://cpr.unu.edu/examining-major-recent-trends-in-violent-conflict.html>; 平和のために私達の力を合わせることに関する平和活動についてのハイレベル独立パネル報告書：政策、パートナーシップ及び人々 (A/70/95)も参照。

⁷ 2002年と2013年に、国際連合人道アペールを通じて要請された86%の資源が紛争状況下の人道活動に充てられた(960億ドルのうち830億ドル);国際連合の緊急人道援助の調整の強化に関する事務総長報告書 (A/69/80-E/2014/68, para. 59)を参照。

⁸ Institute for Economics and Peace, *Global Peace Index 2015* (June 2015).

⁹ 国際連合、『ミレニアム開発目標報告書2015年』(New York, 2015).

の影響は何世代にも及ぶ：広範囲に及ぶ恐怖、不信感と緊張は、民族、宗教や政治的な境界に広がる。長期に及ぶ内戦を経験した国は、以前の国と同じではなく、社会的また政治的な構造は全く変わってしまう。

27. 紛争が長引き対処できない場合には、国際社会にとって、しばしば、紛争を予防し解決する一貫した取組よりも、むしろ人道的な対応に投資することが容易に思われる。しかしながら、人道支援は、決して解決にはならず、平和維持要員の配置は十分ではない。過去のハイレベルの検討が強調したように、解決策は、最終的には、予防に向けた文化的、活動上及び財政的な再優先順序付けと共に、政治的な解決を見出すさらなるグローバルなリーダーシップにある¹⁰。

28. このような事実認定は新しくはないものの、リスク耐性の欠如と短期の計測可能な結果への要求は、紛争のリスクに最も晒されている国における予防と平和構築に重点を置く早期かつ持続的な関与を妨げてきた。状況を分析し監視する能力は不十分で、しばしば維持されない。早期警報の兆候に対しては行動が取られない。また政治的リーダーシップは、即座の、限定的に特定された国家の安全保障と経済的利益によってのみ、また状況が悪化した場合にのみ、反応する。危機のあるものはハイレベルの政治的な注目を集める一方で、他の危機は全く忘れられているようである。紛争のあるものは極めて深刻、複雑、長期または地政学上分断されており、政治的解決を見出す取組が中断されている模様である。

29. 永続している危機管理から効果的に管理する予防と早期の行動への転換が早急に求められる。平和活動に関するハイレベル独立パネル、国連平和構築構造の2015年再検討に関する専門家諮問グループ、また人権アップ・フロント・イニシアチブを通じての勧告へのフォローアップにおいて、国連は、早期警報、予防と紛争解決をさらに優先させる一連の転換を行っている。しかしながら、紛争予防と解決の主要な責任は加盟国と安全保障理事会にある。世界のリーダーたちは、国内で、地域においてまた国連における構成員としての地位を通じて、現存の紛争の政治的解決に、また新たな紛争の予防に、さらなるオーナーシップを行う必要がある。

30. 紛争を予防し解決するために必要とされる取組は膨大であるが、中核的な一連の行動に分ける

¹⁰ 平和のために私達の力を合わせることに関する平和活動についてのハイレベル独立パネル報告書：政策、パートナーシップ及び人々(A/70/95)を参照；また平和を持続することの課題：平和構築構造の再検討に関する専門家諮問グループ報告書(A/69/968)も参照。

ことができる。そこには勇気あるリーダーシップを示すこと、早期に行動すること、安定性に投資すること、また被害を受けた人々や他のステークホルダーによる広範な参加を確保することが含まれる。

時宜を得たかつ整合性のとれた、断固たる政治的リーダーシップ

31. 予防の成功例がメディアの見出しを飾ることは稀で、早期にまたは思いやりを伴い行動する決定は非難されさえする。しかしながら、紛争中に日々死亡しあるいは苦しんでいる何百万もの人々にとって、時宜を得たかつ整合性のとれた、断固たる政治的リーダーシップの代替はありえない。リーダーたちは国家利益の先を見て、避難、長期の社会的及び経済的不平等、腐敗と不正義並びに国際人道法・人権法を尊重したりまた護持したりできないことを含む、危機の原因により対処するために、私達が共有する人道理念の利益にさらに重点を置かなければならない。紛争を終わらせこのような原因に対処する政治解決に達する途に着手することは、政治的立場に刻まれた違いを脇に置き、現地または国家の「平和と非暴力の支持層を支援する意図を必要とする。

32. 政治的リーダーたちは、人々の人道規範を護持するために、国家の言説を指導し、公的な議論を生じさせ、政策のための支援を構築する必要がある。紛争、暴力行為及び迫害を逃れる人々に国境を開放するために、思いやりのある、勇気あるまた調整されたリーダーシップが求められる。私達に直面する課題に立ち向かうために、リーダーたちは、困窮している人々のためにより良い結果をもたらし、今後の長い道程にコミットするために、あらゆる方法において、自らの立場を用いる、より断固とした、大胆さと意思がなければならない。

早期に行動する

リスク分析に投資し、結果に基づいて行動する

33. 国家政府及び地域的並びに国際的機構は、リスクを分析しまた悪化する状況を監視するために能力を増強しなければならない。人権の侵害、一般市民に対する暴力、社会的排除、司法上の偏見、社会経済的周縁化、腐敗及び武器の流入は、政治的緊張、暴力のリスクまたは紛争の勃発や再発の主要な指標となりえる。

34. しかしながら情報は、早期の行動と必要な資源に調和しなければならない。紛争予防の警告の兆候や手段は不足していない：繰り返されたまた組織的な失敗が最大の障壁である。この問題は、主権が人々を暴力と戦争から保護し、また緊張を拡散し、人権侵害を阻止し紛争を予防するために、二国間及び地域の関係者、国連及び他の国際機構と密接に行動する責任を伴うことを国家が受け入れるまで続くであろう。国家のリーダーたちは、情報と分析を受け入れることにより積極的でなければならず、二国間、地域及び必要に応じて国際的なパートナーからの早期の支援を模索しあるいは受け入れ、状況が悪化する前に行動する必要がある。

35. 事務総長による人権アップ・フロント・イニシアチブに合致して、事務総長は、苦しんでいる何百万もの人々を弁護し、国際人道または人権法の重大な違反のリスクまたは発生に関して安全保障理事会に十分な情報を早期に喚起し続けるであろう。国連システムは暴力行為の早期の兆候と状況の悪化の特定化により熟練し、国家とのパートナーシップにおいて早期の対応を発展しなければならない。これが人道上の危機の予防の要である。人権アップ・フロントは国連内部のイニシアチブであるが、その精神は、国連全体のまさに目的を述べている。加盟国の支持が予防的な取組へのイニシアチブの影響にとって重要であり、加盟国は行動を取る際に、取組のいくつかを含むことを考慮しなければならない。

危機を予防しまた単に危機を管理するのみではないために政治的一致を創る。

36. 何度も、危機の初期段階での分断により関与が回避され、それにより悲惨な結果をもたらされる。特定の文脈について様々な解釈がなされうるが、一致に向けてより迅速に行動し、また緊張に対処することと暴力行為を縮小するイニシアチブが密接に結びついていることを確保する、より一層の決意が必要である。地域と国際的なレベルでの早期及び一致された政治的メッセージの欠如は、しばしば悲惨な結果をもたらしてきた。

37. 国際の平和と安全の維持に主要な責任を有する安全保障理事会は、分断を克服し、主な紛争管理の機関から紛争予防に積極的に関与する機関に変わらなければならない。安保理による、より早期かつより一致した行動は、危機を予防しまた即座に緩和し、人命の救助にとって決定的な要因となりえる。安保理はより早期にリスク分析に関与し、緊張を拡散し、抑制を促し、立場が硬直化する

る前に対話のための空間を開放するように影響力を用いなければならない。国連事務局は、安保理に対する事務局の勧告においてより大胆にならなければならない。事務総長はまた安保理に対して、議長を通じて、学際的な分析により通知される懸念状況に関する月例の更新を要請することを奨励する。

成功を可視化する。

38. 危機予防よりも、危機対応と管理のために資源を動員する方が容易である。この動向を変えるために、どのように紛争が予防可能であるのかについてのさらなる証拠と可視化が必要であろう。国際社会は、紛争予防と解決、よい実践と経験に基づく教訓についての成功例の集積により優れなければならない。成功は、それを可視化できることによつてのみ認知され評価される。

従事し続け安定性に投資する

39. 最も効果的になるために、早期の行動は、一度に複数の危機に取組、危機が生じる前後の関与を維持し、より長期の時間枠で安定性に投資することを可能にする、投資と時間的範囲の拡大された範囲内において行われなければならない。

複数の危機に同時に取り組む

40. 国際社会は、様々な段階にある複数の危機に同時に対応することが求められる、必要な政治的注目と関心を維持することに苦勞していることは明らかである。国際社会はまた、かろうじて獲得した平和を長期間維持できていない。私達的手段とメカニズムは、効果的また持続可能に危機を予防しまた対応するように同時に取り組むように新しい方向に向けられなければならない。この転換は、今日注目を浴びている危機の先を見る、専念した、長期の能力とリーダーシップを必要とする。紛争予防と危機解決に専念して取り組む、加盟国の外務省及び開発省、地域機構と国連の職員の能力、技能と職員の数が増加される必要がある。影響力のある加盟国と世界のリーダーたちは、最大の影響を達成できる場では、政治的経済的な手段をも用いるべきである。全ての危機が手におえなかったり、国際社会の不一致として特徴づけられたりするのではない。私達は、現在の一または二の主要な危機にのみ没頭すべきではなく、より容易に効果を生じさせることができる危機を解

決しまたは予防するために、政治的リーダーシップを提供した人々の関与を結集させなければならない。

従事し続ける

41. 政治的な投資と注意喚起が、危機の全過程に維持されることはほとんどない。それらは初期の早期警報の段階では低く、危機の間は高くなり、解決後は低くなる傾向にある。私達は危機的な「前」と「後」の段階において、自己満足に浸り政治的に関与しないという余裕はない。国家政府の外務省と、地域機構と国連の分析的及び紛争予防と解決の能力は、持続して資源を与えられ、上述の段階において即座かつ効果的に機能するように能力を与えられる必要がある。事務総長は、地域的なまた国際的なレベルにおいて、構成員による長期の関与によって利益を受ける、コンタクト集団のより組織的な使用を強く奨励する。このようなコンタクト集団は、政治的な契機を持続させ、偏狭な選挙のサイクルの先を見、情報を交換する場を提供した継続的に発展を監視しなければならない。政治的な注意喚起と持続された投資を長期的に維持するために、コンタクト集団は、紛争後の「小規模マーシャルプラン」の可能性を模索することも考えられる。

安定性に投資し、結果への時間枠を変える

42. 予防の成功は、危機的状況が悪化したり、人権・人道法の重大な違反が行われたりするずっと以前に始まる。より良い予防は、正当かつ包摂的な制度を創り強化し、全ての人にとって司法へのアクセスを提供し、市場と経済を再活性化する、より持続された投資と平和的かつ包摂的な社会の促進への関与を必要とする。政治的リーダーたちは、公的制度が全てのレベルの人々に肯定的な影響をもたらすことができるように、同制度への信頼を回復させる必要がある。

43. 「メディアの見出し」への資金調達から「安定性への投資」への転換も必要である。資金調達は、単なる地政学上の利益ではなく、公平かつリスク分析に基づかなければならない。それは予測可能で、長期かつ証拠に基づくものである必要がある。また結果は短期の枠組で具体化されず、または計測が困難であるか、あるいは質的な方法を必要とするかもしれないという事実への容認を必

要とする。制度の変革は十分な改善を達成するためには 20 から 30 年を要する¹¹。2030 アジェンダの規定に従い、国家政府と国際的なパートナーの支援枠組と戦略的目標は、この現実をより反映させるために、10 から 15 年の期間に、調整されなければならない。証拠に基づくものの強化は、紛争を予防し、人々の脆弱性を軽減し、平和かつ包摂な社会に貢献することで知られる、人道、開発、平和構築の介入への資金調達にとって重要であるだろう。

人々と共にまた人々のために解決策を生み出す

44. 危機及び紛争予防または解決の成功は、政治及びガバナンスのプロセスにおける人々と市民社会の強固な関与を必要とする。現地の有権者と国内の強力な市民社会は、暴力に抵抗し平和を求める世論を動員する。彼らの参加は周縁化に対処する際に、また政治解決が単にエリートや選ばれた集団のみでなく、人々全体の利益となることを確実にする際に極めて重要である。リーダーたちは全てのレベルでの意思決定への女性と女性集団の包摂を促進しまた要請しなければならない。確実な証拠は、女性による意味のある参加が、人道支援の効果、平和維持の信頼性と質、紛争後の状況における経済回復の速度、和平合意の持続性を高めることを証明する。政治解決は、男性と女性の双方が当事者である場合には、市民社会によって最も支持されやすく、また長期的に成功する。事務総長はまた国家及び現地の政府に対して、全ての年齢の男性と女性、宗教と民族が、市民の問題関心に意見を述べ、関与し、共に取り組むことを可能とする、市民社会とのプラットフォームを設立することを奨励する。

45. 多極的かつグローバルな世界において、様々な集団と個人が関与しリーダーシップを行使しなければならない。とりわけ若者は、思考様式と態度の変化に重要な役割を担う。彼らは将来のリーダーたちであり、国会と政治プロセスにおいて発言力をもち、安定性を生み出す発展と履行の一部でなければならない。誠実さに基づいた対話は、紛争が勃発した後に悲しみに対処し、また長期の共同体和解の取組を促進する、予防外交にとって極めて重要になりうる。誠実なリーダーたちは、安定性、和解と社会の結合を促進するために、支持層と政府のリーダーたちに対して自らの影響力を用いる責任を有する。最後に、民間部門のリーダーたちと商工会議所は、物品や兵站の単なる提供者ではない。彼らもまた安定した経済市場、商品とサービスを購入できる健全かつ安全な消費者、そして良い統治と強力な制度に興味関心をもつ。事務総長は、実業界のリーダーたちに対して、人々

¹¹ 世界銀行、『世界開発報告書 2011：紛争、安全保障及び開発』（Washington, D.C., 2011）。

の生活に安定性と尊厳をもたらす持続可能な解決を促進する、彼らの知識、技術及び個人の影響力と手段を用いることを奨励する。

B. 核となる責任その二：人道を保護する規範を護持する

戦争であっても制限される：人間の苦しみの最小化と一般市民の保護は、国際法遵守の強化を求める。

46. 過去 150 年以上、またとりわけ過去 20 年間、私達は、戦争法を管理し、一般市民の保護を促進し、特定の武器と弾薬の使用と移転を制限し、人権監視メカニズムを設立し、国際人道法・人権法の最も重大な違反に対処するために裁判所を設立する国際的な法的枠組の強化に、多大な取組と政治的意思を投資してきた。人権の擁護と一般市民の保護は現在において今や普遍的な事項である。しかしながらグローバルな見通しは、国際人権法・人道法の尊重への、あからさまかつ容赦ない侵害におかされてきた。毎日、一般市民は意図的あるいは無差別に負傷し殺害される。空爆は家族を引き裂く。女性と女の子は暴行され性奴隷として売買される。攻撃を受けた地域の人々は意図的に飢餓状態に置かれ、脅迫させられ、何年もの間、生活必需品が奪われる。ジャーナリストは拘禁されたり殺害されたりする。学校、病院と礼拝所は驚くほど頻繁にまた驚くほどのレベルで爆撃される。何千年もの間、文化と文明の象徴であった記念物は、意図的に残骸に変えられてしまう。今日の武力紛争の残虐性と、傷病者へのケア、人道的な処遇、一般市民と戦闘員の間の特異性に関する国際人道法の基本的規則への尊重のかけらもないことは、150 年の成果を崩壊させる恐れがあり、無制限の戦争の時代への後退を引き起こす。

47. 都市は何千もの一般市民にとって、死の落とし穴になった。「精密照準」と呼ばれる空爆は、無差別の犠牲者と破壊を引き起こすことになる。人口密集地における爆発兵器の使用により死傷した人々の驚くほど多数の 92% が一般市民である。クラスター兵器は戦闘行為が終わった後であっても何年もの間、人々を不具にし、殺害し、また打撃を与え、そのうち子どもが殺害され傷害を受けた者の半数を占める。2014 年には、報告された地雷と爆発性戦争残存物による犠牲者の 80% が一般市民であり、これは一日当たり 10 人の割合である¹²。人道と医療ケアの作業者は誘拐され殺害

¹² 地雷クラスター爆弾モニター、『地雷モニター 2015』（スイス、地雷禁止国際キャンペーン、クラスター兵器連合、2015 年 11 月）。

され、また医療施設と救急車は戦術として強奪され破壊される。人道救援活動のアクセスの拒否と意図的な妨害は、死や苦しみ、脆弱性を悪化させるのみである。人々は恣意的に逮捕され、拘留され、不当な扱いを受け、拷問され、しばしば保護や司法へのアクセス、効果的な救済がない。この全ての暴力行為は無責任かつ違法な武器移転によって直接的に煽られる。結果は、私達に共通の人道の告発である：人々はしばしば非人道的な状況においてまた多くの場合に、帰還する見込みがないまま、海や砂漠を越えて戦争と虐待の恐怖から逃れる。2014 年末に、およそ6千万の人々が、国内であるいは越境して強制的に避難させられた¹³。

48. 戦争行為を規律する最も基本的な規則を破ることは人から人に広がり、これにより、規則の適用が再解釈されまた曖昧になるというさらなる危険を生み出してきた。私達に共有された規範の尊重を求め促進すること、法を執行すること、国家及び国際的な監視と説明責任のメカニズムに協力することの不履行は、法の支配の低下をもたらし、人々の著しい困窮を引き起こす。国家が、拡大解釈を通じてを含んで、国際人道法・人権法を軽視したり損なったりすると、他の国家や非国家主体は、それが同様な事を行う誘因と見なす。規則と規範への共通の遵守のないグローバルな社会はもちろん私達の目標ではない。無関心と無気力が我々のスローガンになってはならない。私達は、より良くなることができるし、またそうしなければならないのである。

49. 加盟国は、すでに合意した規則を尊重することにより、一般市民と全ての人の人権の保護にコミットするために、世界人道サミットの機会をとらえなければならない。保護が中心であることを確保し、全ての状況において被害を受けた人々の人道理念と尊厳を保護することは私達の個人及び集団としての行動を駆り立てなければならない。私達のコミットメント、戦略、活動と資源は、被害を受けた人々の安全、身体的保全と尊厳の保護に向けて、適合されなければならない。私達は、人道上のアクセスを確保し、侵害について公にし、遵守と説明責任を改善し、私達の人道理念を守る規範を再確認する行動をとることによって始めることができる。

敵対行為において文民と民用物を尊重し保護する

主要な規則を護持する。

¹³ 国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、『戦争の世界：UNHCR 世界の傾向－2014 年の強制移送』（2015）を参照。

50. 武力紛争の全ての国家と非国家主体は、区別、均衡性、予防措置についての慣習法を遵守しなければならない。一般市民、負傷した個人と民用物に向けられた攻撃、簡易爆発装置などの無差別な手段の使用と軍事目標物を隠ぺいするための一般市民の使用は、全て禁止されている。学校、病院、礼拝所及び他の重要な一般市民のインフラは、軍隊のみならず軍事的使用からも免れなければならない。法律、軍事マニュアルと手続また他の措置を通じて、国家はその様な場所が軍事目標にならないために、軍事的使用を制限しなければならない。

51. 国家及び非国家主体は、認められているとみなされている、兵器、戦術目標と偶発的な一般市民の死傷者の範囲を危険なほどに拡大する、拡張的及び議論を呼びそうな解釈を控えなければならない。彼らは規則を拡大しまたは曖昧にしようとすることを思いとどまらなければならない。その代わりに、人道理念の要求を念頭において法を適用しなければならない。反テロの取組、非対象の戦闘行為、及び新たな脅威と敵の出現は、一般市民を考慮し、また敵を弱体化させるために必要である損害を制限することを目的とした規則の緩和、あるいは無条件の放棄を正当化するものではない。ほとんどの紛争が非国際的なものである時に、公平な国際的な関係者が、国家また同様に非国家の武装集団との対話に従事することは、規則の受容、理解と国際人道法・人権法の下での義務の履行を強化するために、極めて重要である。

人口密集地域への爆撃と砲撃を止める。

52. 砲撃、空爆または自爆や自動車爆弾など、人口密集地域での爆弾の使用は紛争下での一般市民を殺害する主要なものである。そのような兵器の効果は良く知られている。樽爆弾、迫撃砲、ロケットや都市に広範囲な影響をもたらすその他の爆発物の発射を計画しまたは決定する者は、大多数の一般市民を殺害し、住居を破壊し、重要なサービスを妨害し、爆発性戦争残像物を何年も残すことにより、過度な損害と破壊を引き起こしうることを容易に想定できるはずである。その様な多くの兵器の使用自体は国際法により禁止されてはいないが、区別、均衡性と予防措置という主要な規則は、人口密集地域での爆発兵器の使用を制限し、軍事計画と意思決定について常に通知しなければならない。

53. その様な兵器の使用を抑制する断固とした政治的コミットメントが極めて重要な措置である。

国家は、一般市民への影響を最小化することについて、また攻撃に晒された地域における一般市民を、爆発性兵器から保護するために取ることができる実践的な措置についての、良い政策、実践と学んだ教訓を改善し、集積し交換すべきである。専門家は、都市における効果をシミュレーションし、全ての軍隊がその結果を利用できるようにすべきである。人口密集地域において人道上的影響を縮小する進捗状況を監視するために、目標と指標が必要である。一般市民の地区への見境のない爆撃と砲撃はずっと記録され、捜査され、関連する国内と国際裁判所に付託されなければならない。

人道及び医療ミッションへの十分なアクセスと保護を確保する

住民の基本的なニーズを満たす。

54. 国家は、領域内のまた自らの管轄権に属する全ての個人の人権を尊重しまた確保する主要な責任を負う。武力紛争の当事者は、占領下に住む人々の、食糧、水、医療ケアとシェルターという基本的ニーズを満たす義務を負う。被害を受けた人々は、公平な人道機関からを含む援助を受ける権利を有する。これは紛争当事者の核となる義務であり、人道理念の基本的な必須条件である。人々の基本的ニーズが満たされていない場所では、武力紛争の当事者は衡平な人道援助のアクセスを認めまた促す義務を負う。これは単なる専門的な要請ではない。生命を救い苦しみを緩和する上で不可欠であり、武力紛争の当事者とその協力者の政治的利益よりも常に優先されなければならない。軍事的な利益を達成するために、包囲された区域への人道アクセスが拒否されることは、遺憾であり法に反する。

55. 人道性、公平性、中立性と独立性という人道上の原則は、困窮している人々にアクセスするために中心となる。全ての人道援助が、軍事介入や政治的課題から公平、中立、独立していることを確保することは、人道機関が、国家と非国家武装集団からの信頼と承諾を得るために、また安全な状況で、アクセスし、アクセスを維持し、活動するために極めて重要である。

56. 国際人道法の下、公正かつ人道的な組織は自らのサービスを提供する資格を有する。しかしながら、今日の現実では、多くの人道組織は、困窮している人々にアクセスすることに日々苦勞している。国家は、人々が救済の必要がある場合には、人道援助の申し出を退ける無制限の裁量を享受していない。一般市民の基本的なニーズが満たされていない場合はいつでも、関連する国家は人道

援助活動への同意を恣意的に不許可にすべきではない。アクセスを確保する責任は、人道的な関係者のみに頼るべきでなく、国家は、救済のあらゆる拒否について正当だと理由づけるべきである。人道上の輸送部隊を検査し調査するメカニズムは、人道救援へのアクセスを許可することについての遠慮を克服するうえで便利である。国家と非国家の当事者は、人道要員の移動の自由を確保しなければならず、彼らの迅速かつ障害のないアクセスを促進するために明瞭で、簡単かつ迅速な手続を採用しなければならない。国家、そしてとりわけ安全保障理事会は、人道上のアクセスを確保する上で極めて重要な役割を担う。困窮している人々へのアクセスが恣意的に拒否されたり妨げられたりした場合、その様な行為は最高の政治レベルで効果的に対処されなければならない。国家と安保理は、説明責任を確保しなければならず、アクセスへの恣意的な拒否の実例を克服しなければならない。

57. 加盟国と安全保障理事会はまた対テロリズムあるいは内乱対策の措置が、人道上の行動を禁止したり、人道上の活動の資金調達を妨げたりしないことを確保しなければならない。措置は、困窮している人々と接触しまた困窮を軽減するために、武力紛争の全ての当事者との対話と調整に、人道機関が関与できるようにするための必要な免除を含まなければならない。

人道及び医療ミッションを尊重しまた保護する

58. 困窮している一般市民への、食糧、水、医薬品、基本的な医療ケアサービスと避難所の提供は、敵対行為の影響からの最大限の尊重と保護を必要とする。しかしながら、あまりにも頻繁に、しばしば戦術として、医療ケアの実践者、施設、運搬手段と患者は攻撃を受け、人道支援要員は殺害され、輸送部隊は略奪される。私達はこの嘆かわしい傾向を転換されるためにさらに多くを行わなければならない。私達は全ての国家と武力紛争の非国家当事者に対して、彼らが人道及び医療ケア職員並びに施設、また同様に傷病者を尊重し、攻撃、脅しまたは彼らによる専ら人道的な機能の遂行を妨げる、他の暴力行為から保護する厳格な義務に拘束されていることを想起させるために、私達の取組を倍加しなければならない。人道及び医療ケア要員と施設を保護する義務の遂行において、国家と他の紛争当事者は、全ての文脈特定の政治的、法的、社会的及び安全の措置が導入され、また人道及び医療要員と施設を保護するために、厳格に遵守されることを確保しなければならない。国内法と規則の実施と執行、教育、訓練、地方の共同体との協力、また暴力行為に関するデータの組織的な集積と報告は、人道及び医療支援の供給と安全を強化することに役立つであろう。

違反について公にする

59. 国際法上の深刻な違反が行われている間に沈黙を守ることは、道義的に受け入れられず、国家の法的義務を損ねる。私達が共有する人道理念は、暴力行為を予防しまた終わらせるために、私達ができることを全て行い、犯罪行為者の責任を追及することを求める。事実を収集し、暴力行為に反対し声を上げることを含む予防及び保護的行動を取り、犠牲者の苦しみを確認し、積極的な活動を唱道することは、武力紛争の影響に苦しむ人々に対する最も基本的な義務の一つである。

事実を見出す。

60. 国家は、国際人道法の遵守を強化するために、全ての可能な追跡、調査、報告及び意思決定メカニズムを用いなければならない。特定の兵器及び戦術の使用、一般市民の死傷、並びに民用物の損害を、体系的に追跡し、まとめ、分析し報告し、また必要な場合には、調査するために、また重大な暴力行為を訴追するために、手段が整備されていなければならない。選択肢には、コンピューター化された犯罪の証拠の記録と共有、暴力行為の追跡と記録の登録の集約、または全ての紛争における暴力行為の傾向、遵守のギャップ、説明責任と国家の協力を体系的に追跡し、データを集積し報告するための専用の「監視」が含まれる。信頼できるデータと情報は、それが公的な情報源からであったとしても、傾向や脅威、脆弱性を明らかにするのみならず、国際法の尊重と遵守の強力な推進力である。最も重要なことに、信頼できるデータと情報は、早期かつ効果的な予防と保護のための行動を促進できる。ジャーナリスト、人権擁護者と市民社会は皆、事実が生じた際にそれを報告する重要な役割を担うことができる。

61. 国内での事実調査の取組が十分でない場合には、安全保障理事会や人権理事会、また武力紛争の当事者を含む国家は、事実を確認し、権利の保護に向けた方法を勧告して、国際社会を支援する、独立した公正な調査委員会に権限を付託すべきである。国家はまた全ての種類の武力紛争において国際人道法の重大な違反を調査する国際事実調査委員会を最大限利用し、被害を受けた当事者が調査結果を利用可能となるように努力すべきである。

重大な違反を組織的に非難する

62. 国際人道法・人権法の重大な違反が生じた場合、政府、世界のリーダーたち及びその他の関連する個人は、それらを組織的に非難すべきである。暴力行為や苦しみを直ちには阻止できないとしても、私達は公にし、事件が周知されることを確保する、最小限の責任を負う。早期に公にすることは、通常はそのような役割を強化することを、国連の経験は示してきた。事務総長による人権アップ・フロント・イニシアチブの文脈において、事務総長は全ての国連の上級の職員に対してその様にすることを求め、また全ての国連の職員に対して、早期の、重大かつ大規模な暴力行為に直面した場合には、道義的勇気をもって行動することを奨励する。事務総長はまた、全ての関連する主体と利害関係者に対して、特定の暴力行為を非難しながら他については非難しないという二重基準を終わらせることを訴える。それは紛争を予防するという集団としての決意と、法遵守を求める私達の信頼を弱めるのである。

遵守と説明責任を改善するために具体的な措置を取る

影響の範囲を通じて尊重を確保する

63. 全ての国家は、武力紛争の当事者が国際人道法・人権法を遵守することを確保するために、政治的、経済的手段を用いなければならない。国家と他の主体は、紛争当事者との対話の経路を開放し、訓練と司法改革への援助予算を充当し、一般市民を保護する義務に違反した当事者と個人に対して、狙いを定めたまた強制的な措置を行使しなければならない。武器貿易条約と類似の地域の文書の精神に基づいて、通常兵器を輸出する国家は、それらが、国際人道法または人権法の重大な違反に用いられうる見込みを評価し、その様な重大な違反の実質的な危険がある場合には、輸出を控えなければならない。法の遵守を強化する取組に専念しない国家は、最終的にはその浸食に貢献する。国際人道法・人権法の尊重を確保し、一般市民を保護することは、加盟国の利益の優先事項に、また外交政策と国際関係の中心的な推進力にならなければならない。最後に、私達一人ひとりが暴力行為に反対して声を上げ、私達のリーダーたちの政策と決定の形成に、私達の影響力を行使する、道義的な義務を負う。

グローバルな司法の制度を強化する

64. 全ての国家は、不処罰と闘い、真にグローバルな司法制度を確立する取組みを倍加する必要がある。重大な暴力行為の訴えの効果的な捜査は組織的に行われ、犯罪行為者は訴追されなければならない。国際犯罪の全範囲と普遍的管轄権を制定した確固とした法律を含み、法の執行を確保するために、組織と実践が国家によって整備されなければならない。証拠の収集と証人の保護の良い実践、政府と国際裁判所や他のアカウントビリティのメカニズム間の協力、法訓練、公正な司法機関、原告の裁判の保証、国内と国際司法及び法執行制度への十分な資源は、この取組において全て重要である。

65. 国際的な捜査及び司法制度は国内の枠組を補完するために強化されるべきであり、国際刑事裁判所は国内の措置が不十分である場合に用いられるべきである。国際刑事裁判所の設立は、不処罰を阻止し、人道性を守る規則を確認することを目的とした、過去 25 年間の最大の偉業の一つである。私達は、ローマ規程の採択に至った歴史的な達成の熱意と意識を再活性しなければならない。国家は、持続される政治、財政、司法、技術協力を提供し、国際刑事裁判所がその職務権限を実施し、またより一層組織的に犯罪を捜査し訴追することを助けるために支援しなければならない。

66. 最もおぞましい犯罪の一つは性及びジェンダーに基づく暴力である。犯罪行為者は、責任を追究されなければならない。世界中の紛争において目撃される不処罰の蔓延は阻止されなければならない。女性と女の子に対する、全ての形態の暴力を違法とするものを含む、女性の権利に関する国際的な規範に沿った国内法を未だ採択していない国家は、遅滞なく採択しなければならない。国内の司法制度は、平時及びまた危機的な時期の双方において、制度及び文化的な構造における女性と女の子に対する差別を終えるために長期の取組の一部として、ジェンダーに基づく暴力を捜査しまた訴追するために強化されなければならない。その様な取組への要求と資源の提供は、国際、国家及び共同体のリーダーたちにとって最高の優先事項でなければならない。

安全保障理事会の利用

67. 一般的な実践として、安全保障理事会は、紛争の当事者に対してまた権限を与えた多国籍軍に対して、国際人道法及び人権の義務を護持することを求めるべきである。安保理は、国際人道または人権法の重大な違反が申し立てられ一般市民の保護が危険にさらされた場合にはいつでも、自動的に会合を開催すべきである。事務総長は、安保理の常任理事国に対して、大規模な虐殺に対する

措置に関して拒否権を控えることを、他の者と同調して促す。全ての安保理の構成員は、最も重大な国際犯罪に關与する状況において時宜に適ったまた断固とした行動を支持し、それらを予防または終わらせることを目的とした信頼できる決定に拒否権を投じない、政治的コミットメントを行うべきである。重大な侵害行為に直面して、一致した安保理の行動が取られないことは、国連憲章の信頼性と目的を損ね、不処罰が選り好みされる文化を涵養するであろう。

規則を護持する：人道を守る規範を確認するためのグローバルキャンペーン

グローバルキャンペーンを開始する

68. 私達は、国際人道法・人権法の侵害を防止し、かかる法のさらなる遵守を求め、一般市民の保護を断固として遂行するために、国家、市民社会及び世界のリーダーたちを動員するためにグローバルな取組を開始すべきである。国際法の遵守と一般市民の保護は中心的な関心事項にとどまらなければならない。一般市民を保護しその窮地を変える私達の決意には、融通も蹂躪もありえない。私達は、戦争により被害を受けた何百万もの人々の困窮を終わらせ再発しないことを確保することが彼らに対する義務である。法をくぐりあるいは軽視する人々に直面し、国連は、法が護持され確認される場であり続けなければならない。

核となる文書を厳守する

69. 事務総長は、核となる国際人道法と人権諸条約の当事者ではない全ての国家に対して、即座に加入し、また世界人道サミットでそうするように約束することを促す。政府、市民社会と個人は、とりわけ、1949年ジュネーブ諸条約の1977年追加議定書、改正された国際刑事裁判所ローマ規程、1951年の難民の地位に関する条約及び1967年の議定書、クラスター弾に関する条約、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約、武器貿易条約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約、及び武力紛争における児童の關与に関する選択議定書、全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約、強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約、障がい者の権利に関する条約、

アフリカにおける国内避難民保護と援助のためのアフリカ連合条約（カンパラ条約）及び 1954 年の無国籍者の地位に関する条約を含み、国際人道法・人権法文書の加盟と実施について行動し）また唱道すべきである。

遵守を積極的に促進し、定期的な対話に従事する

70. 関連する国際文書の締約国、とりわけ人道条約・人権条約と専門家の定期会合が、国際人道法・人権法の実施と、その関連性を強化する新たな課題の出現について議論し、明確化が必要な分野を特定化し、法支援の機会を提供し、最終的には、法及びその適用の双方を強化する遵守を確保するために招集されるべきである。総会、安全保障理事会や人権理事会、国連人権条約機関と、他の地域及び国際機構のメカニズムなど、ハイレベルの国連の加盟国のフォーラムが、国際人道法・人権法の遵守に関する対話のためにより広範に用いられるべきである。しかしながら、最終的には、国際条約の締約国にとって、遵守を確保する責任を受け入れ、この点に関して相互のアカウントビリティを強化するための意義ある方法を見出すことが、極めて重要であろう。人道理念を守る規範を促進し、またその尊重を確保する、個別かつ集団としての取組は、定期的に検討されるべきである。

71. 赤十字赤新月国際会議もこの点に関し主要な役割を担う。第 32 回国際会議は、国際会議と国際人道法の地域フォーラムの潜在性を用いて、国家による潜在的なフォーラムの特徴と機能に関する合意を見出し、国際人道法の実施を強化する方法を見出す、国家が推進する政府間協議プロセスの継続を勧告した。事務総長は国家に対して、赤十字国際委員会との関連においてスイスによって促進される、プロセスの新しい段階を積極的に支援することを奨励する。

C. 核となる責任その三：だれも置き去りにしない

だれも置き去りにしないという私達のコミットメントを尊重することは、紛争、災害、脆弱や危険な状況にいる全ての人々に届ける必要がある。

72. だれも置き去りにしないことは、最も政治的、倫理的あるいは宗教的な法体系の中心的な強い願望であり、また絶えず人道的な命令の中心にあった。だれも置き去りにしないことの誓約は、2030 アジェンダの中心的なテーマであり、人々が持続可能な長期の開発から利益を得、またそこに貢献

するように、紛争、災害、脆弱及び危険な状況に居る人々に私達全員がまず手を差し出す新しい義務を据えた。世界人道サミットは、置き去りにされるリスクに最も晒されている人々の生活を転換する国際社会のコミットメントの最初の試練を提供する。

73. 紛争、暴力と災害の最もわかりやすい影響は、しばしば長期に及ぶ、国内でのまたは国境を越えた、人々の大量の避難である。2014年には、紛争と暴力行為により、毎日約42,500人が住居所を逃れ、国内であるいは国境を越えて安全を求めた。その結果、国内避難民、難民と庇護申請者の数は、約6,000万人に達した¹⁴。2014年に、ある評価によれば、紛争と迫害による避難の平均的期間が17年に及ぶことを示した。30年間のどの時点においても、少数の難民のみが帰還し、2014年にはわずか1%のみが住居所に帰還できた。さらに何百万人以上の人々が、自然災害により引き起こされた災害により避難し、その数は1970年から2014年に60%も増加し、平均して過去7年毎に、2,600万人以上が新たに避難した¹⁵。海面の上昇を含む、気候変動と関連する、より頻繁かつ激しい異常気象事象が、この傾向をさらに強めることが予想される¹⁶。

74. 避難のパターンも変わってきた。1,950万人の難民と3,800万人の国内避難民の半数以上が、町のキャンプの外や非公式の定住地に住んでいる。都市では、彼らが容易に特定化されないことや失業する傾向にあること、低賃金の不安定あるいは非正規の分野で働くこと；女性が世帯主となること；子どもは学校に行く代わりに働くこと；住居の不安定さを経験すること等の傾向により、人々は社会の底辺に陥るリスクに晒される。国家と地域の保健と教育制度、社会保護メカニズムとインフラは、利用できないか要求の多さにより負担となってしまう。キャンプに避難している人々は、自立の機会がなく、不十分な人道援助によりしばしば生き延びる；彼らは極限状態で生活し、持続可能な開発の国家プログラムにより、ごく普通に見過ごされる。

75. より多くの移住者が、保護とより良い生活を求めて国境を渡る。過去15年の間、国際的な移住者の数は1億7,300万人から2億4,400万人に膨れ上がり¹⁷、数は上昇し続ける模様である。毎

¹⁴ UNHCR, 『戦争の世界』(脚注13)を参照; UNHCR プレスリリース, 『UNHCR 報告書は、2015年上半期の強制移送に世界的な増加を確認している』2015年12月18日も参照。

¹⁵ Michelle Yonetani, “Global estimates 2015: people displaced by disasters” (Geneva, Internal Displacement Monitoring Centre, 2015).

¹⁶ Justin Ginnetti, “Disaster-related displacement risk: measuring the risk and addressing its drivers” (Geneva, Internal Displacement Monitoring Centre, 2015).

¹⁷ 国際連合、経済社会局、人口課、『国際移住の傾向、2015年』Population Facts, No. 2015/4 (2015年12月)を参照。

年、何百万人もの国際的な移住者が安全に越境するが、その旅路が危険な者もいる。2015年に、5,000人以上の移住者が命を落とした¹⁸。21世紀の初めから45,000人以上の移住者が地上あるいは海上で死亡したと報告されているが、実際の数はおそらくより多いであろう¹⁹。何千万人以上が毎年、人身取引により搾取され虐待され、または通過国や目的国において差別やゼノフォビアに直面する。危機的状況に陥った移住者は、言葉の壁や逮捕や差別の恐れから、必要な支援を受けることができない。

76. 多くの人々が政府のサービスから除外され、国内、人道や開発計画を十分に手に入れることができない一方で、法的な身分保障全体がはく奪されている者もいる。少なくとも1,000万人が世界中で無国籍であり、その3分の1は子どもで、国家制度を通じて、権利、保護、教育、医療ケアや他のサービスや仕事を要求できない²⁰。

77. 女性と女の子は彼女たちの声が聞かれず、能力が認められず、意思決定に参加しまた意思決定への機会が与えられていなければ、置き去りにされ続けるであろう。女性と女の子は、避難する状況、移住者、民族的少数者、片親、無国籍あるいは障がい者である場合には危機的状況において多面的な形態の差別に苦しむであろう。差別はまた彼女たちを、重要な医療ケア、法的及び心理社会的サービス、また安全かつ十分な生計の機会へのアクセスがない状況にしばしば置き去りにする。ある危機的状況においては、ジェンダーに基づく暴力は、70%以上の女性に影響を及ぼす²¹。医療ケアサービスへの不十分なアクセスと結びつく、社会的な恥辱や不名誉が、しばしば無視や困窮といったさらなる被害をもたらす。

78. 2014年に、子どもが難民人口の51%を構成しており、これは10年以上において、最も高い割合である²²。世界の難民の子どものおよそ半分が初等教育を受けられず、4分の3が中等教育へのアクセスがない。紛争影響国は、初等教育を受ける年齢の子どもの20%以上の住居所であるが、

¹⁸ 国際移住機関 (IOM), Missing Migrants Project database, “Latest global figures, 2015”. <http://missingmigrants.iom.int/latest-global-figures> より入手可能。

¹⁹ Tara Brian and Frank Laczko, eds., *Fatal Journeys: Tracking Lives Lost During Migration* (Geneva, IOM, 2014).

²⁰ United Nations, Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, *World Humanitarian Data and Trends 2015* (New York, 2016).

²¹ Claudia García-Moreno and others, *Global and Regional Estimates of Violence against Women: Prevalence and Health Effects of Intimate Partner Violence and Non-Partner Sexual Violence* (Geneva, World Health Organization, 2013).

²² UNHCR, 『戦争の世界』 (脚注 13 を参照)。

その年齢の全ての非就学児童の半分を占める²³。発展途上経済の若者の3分の2は勉強したり職業技術訓練を受けたりしておらず、失業しているか不定期あるいは非正規の雇用に従事する²⁴。しばしば虐待と周縁化を伴う、長期に及ぶ紛争と暴力や避難の状況に置かれていることにより、青年は極限的な精神的ストレスと、搾取及び政治的暴力の関与のリスクに晒されることになる。しかしながら、最近の分析によれば、若者、特に女は、国際的な援助から最も頻繁に見過ごされている年齢集団である²⁵。若者の高い失業率を伴う、開発途上国における若者の社会の増加は、平和かつ包摂的な社会の構築を含み、2030 アジェンダの達成において、特定の作業計画、教育と移民政策を極めて重要なものとする。

79. 紛争、災害時また平時であっても、置き去りにされるそのほかの多くの者がいる。しばしば身体的、精神的または移動の制限により、社会的な非難(stigmatization)や排除により苦しんでいる、障がい者や高齢者は、最も周縁化される人々である。対象を特定化した国内そして国家の取組なくして、彼らは、教育医療計画及び生計の障壁に直面し続け、紛争と災害時に虐待、傷害、そして死の多大なリスクに晒される。地理的に離れた、山間、田舎あるいは砂漠地域、小島や海岸沿いあるいは川岸に住んでいる人々は、しばしば孤立しており、土地や海に生計をかなり依存し、自然災害、気候変動や紛争により破壊的な影響を受ける。小島嶼国に住んでいる人々は、海面の上昇により、母国全体が失われるリスクに晒される。他の何百万もの人々は、人種、政党、宗教経済的な地位や性同一性により、リスクに晒されたり能動的に排除されたりする。

80. 2030 アジェンダの普遍性は、全ての国が、包括的なデータを収集し、持続可能な開発に向けて、最も脆弱で不利な立場にある集団の進展をより良く特定し、優先させ、また追跡するために分析にコミットすることを責務とする。全ての国は、そのような人々を保護し、尊重しまた包摂するために、国家開発戦略、法律、経済的社会的政策と、セーフティーネットがなければならない。加えて、最も脆弱な人々が置き去りにされないことを確保するために、求められるある特定の行動がある。

²³ Patricia Justino, “Barriers to education in conflict-affected countries and policy opportunities”, これは国連児童基金と、国連教育科学文化機関 (UNESCO) Institute for Statistics によるイニシアチブ “Fixing the broken promise of education for all: findings from the global initiative on out-of-school children” (Montreal, UNESCO Institute for Statistics, 2015)のために依頼された論文である。

²⁴ 国際連合開発計画、『若者の経済的エンパワーメント』概要

²⁵ Mercy Corps, “No one hears us”, 25 August 2015, www.mercycorps.org/articles/syria/no-one-hears-us-window-lives-syrias-youth より入手可; Jean Casey and Kelly Hawrylyshyn, “Adolescent girls in emergencies: a neglected priority”, *Humanitarian Practice Network*, No. 60 (February 2014).

避難を減らし対処する

2030年までに強制的な国内避難を減らす

81. 強制避難は、短期の課題でもまた本来人道的なものでもない:それは存続するかつ複雑な政治的かつ開発上の課題である。危機における避難民への人道支援が必要不可欠である一方、人道機関は何百万もの避難民に、時には何十年も、短期的な支援を供給するように取り残される。したがって、国内避難民へのアプローチの根本的な転換が必要である:即座の人道的なニーズを満たすものから、避難民の尊厳を守り、彼らの生命と自立を改善するものに、である。この変化は、避難の原因に対処し、国内避難民を改善された生活と生計という持続可能な状況に変革させる、国家及び国際的なレベルでの政治的な決意; 避難民の削減に向けて、それぞれに、協働する人道及び開発関係者; 必要な政策の転換を行う国家政府; を必要とする。

82. 2030 アジェンダは、持続可能な開発の一部として強制避難に対処する重要性を確認する。自国で避難した何百万もの人々にとって、置き去りにされないことは、住居に戻り、受け入れてくれる共同体により良く統合されることであり、あるいは必要に応じて別の場所に定住する能力を意味する。それは、援助に依存する生活の継続と、尊厳と自立によるより良い生活の機会の間の違いを意味する。

83. 私達はしたがって、国内避難民を削減するターゲットを設定すべきである。これに関して、事務総長は、威厳のあるまた安全な方法により、2030年までに、新たなまた長期化している国内避難民の削減に向けて、明確で意欲的かつ定量化可能なターゲットに向けて集団として行動することを促す。全ての新しい強制避難を予防し、現存の避難民を解決するために、取組がなされるべきである一方で、測定可能なターゲットの少なくとも50%が設定され、その実施が、一連のターゲットと指標を通じて監視されるべきである。

84. この熱意を達成するために、特定の文脈において、重要な活動及び政策上のいくつかの措置が取られ、採用される必要がある。

(a) 国家政府は、国民の福祉と保護に主要な責任を有することを想起し、国内避難民に対処し永続的な解決を支援する、長期の戦略を策定し実施する取組を先導する必要がある。国家政府と共同体は、避難民を社会と社会のセーフティーネットにより良く統合するための包摂的な政策を採用し；社会経済的資産及び貢献者として彼らを認知し；透明かつ持続可能な方法において彼らのニーズを満たす、国内の資源の適切な量を配分し；そして避難民の保護と人権を確保する法を強化する必要がある。国内避難民は、移動の十分な自由、基本的なサービス、労働市場、教育、永続的な住居、生計及びその他の機会、安全な土地の保有へのアクセスがなければならない。これらの行動の全てを強調することは、避難民を削減する取組は、自発性、尊厳と安全を常に保障しなければならないことへの理解でなければならない。長期化する国内避難を削減する取組は、暴力、迫害や紛争から逃れる権利と決して妥協すべきではなく、また強制帰還が許されてはならない。

(b) 国際機構と二国間のパートナーは、いつまでも「取扱件数」を単に管理するのではなく、長期化する国内避難民を削減する取組において国家を支援する必要がある。世界のリーダーたちは、関連する国家の政府と合致する場合を含み、優先事項として、2030年までに避難民を削減するという意欲へのハイレベルの政治支援を提供しまたそれを維持すべきである。加速化されたまた追加の国際的な資金調達、現存の国家制度を強化し；必要な地域及び国家のメカニズムと制度を構築することを助け；現地の市場の創設を助けまた現地と国際的なビジネス共同体を奨励し；国内避難民と彼らを受け入れる共同体のニーズに対処する現地化された計画を促進することを必要とする。人道及び開発アクターは、長期間、国内避難民の脆弱性を減らす、明確かつ測定可能な集団としての結果を伴う計画を実施する為に、それぞれの個別の領域と職務権限をまたがって、協働して作業する必要がある。避難民と受け入れ共同体はこれら結果を設計と実施に積極的に関与すべきである。

(c) アフリカにおける国内避難民保護と援助のためのアフリカ連合条約（カンパラ条約）のような地域の枠組、国内避難民に関する国家政策と法的枠組、また国内避難民に関する指針原則は、避難民のニーズに対処する規範的な制度を確保する上で重要である。これら文書と政策は、他の地域や国家においても策定されまた適用されるべきである。

85. 強制的な避難を削減するために、そのような避難が国内であろうと国境を越えようとも、上述した、政治、政策及び財政的な措置が適用される必要がある。しかしながら、人々が保護を求めて

国境を越えて移動する場合には、彼らへの支援と保護のニーズに対処するためにはさらなる措置が必要である。

難民の大規模な移動に対処する責任を共有する

86. 過去数年間における、国境を越えて紛争、暴力と迫害から逃れる大多数の人々は、準備不足で、場合によってはそのような人々の殺到を扱うことに乗り気ではない国を見つけ、これにより、安全と新しい生活を命がけで求めてきた人々の苦しみが高まり、あるいは死をもたらした。国境は閉鎖され、壁は高くなり、その一方で寛容に国境を開放した国は困惑した。難民と庇護希望者のための国際的な保護の枠組への、更新されたグローバルなコミットメントが必要である。過去 65 年間、1951 年の難民の地位に関する条約と 1967 年の議定書が、出身国において様々な脅威から逃れる人々に難民としての保護を提供してきた。このようなグローバルな難民文書は、単なる法文書以上のものである：すなわちそれらはリスクに晒された何百万ものぜい弱な人々を救った、根本的な人道上の伝統に作用を及ぼす。条約とその議定書は、難民問題が国際的な関心事項で、それらが国際的な責任を生み出し、国際協力を必要なものにしてきたという確認を、同様に反映する。条約の枠組は、国家の責任について広範ではあるものの、最小限の一式を示している。その基礎は議論の余地がなく、1951 年と同様に、今日でも必要不可欠である。人々は危険な場所に戻るべきではなく、また差別されるべきでもない。彼らは移動の自由、基本的な健康、社会的経済的権利そして身元と法的地位の確認など、処遇の最低限の基準を享受することができるべきである。庇護申請者と難民にとって、法的立場がないことは、とくに法的な身元の特定に特に依存する社会においては、最大の脆弱性であることが確認されなければならない。

87. 今日の最も重要なグローバルな問題の一つに対処するために、予測可能かつ等しい責任の分配に関する新しい国際協力の枠組が、大規模な難民の移動に対処するために必要である。その枠組は、難民の大量な移動という出来事において、受入国への提供や、必要に応じて、第三国への受け入れの迅速な経路に対処するなど、全ての関連する国と他の利害関係者との早期の協議のためのメカニズムを生み出さう。2016 年 9 月 19 日に開催される、難民と移住者の大規模な移動を扱う総会ハイレベル会合は、その様な枠組を策定し同意する理想的な機会を提供しう。

災害や気候変動が原因となる国境を越える避難に備える

88. 海面の上昇など、災害と気候変動による国境を越える避難は今や現実の問題である。国家の法律及び制度上と活動上の措置は、国家が、難民としての地位の保護がない、災害や気候変動により国境を越えて避難している人々を受け入れまた保護するために、国家に準備をさせる地域の協力枠組と並んで整備されなければならない。母国の永久的な損失に直面する小島の発展途上国にいる人々には、継続する安全、文化的な独自性、そして法的市民権を確保するために特別な注意が必要である。紛争から逃れる人々と同様に、自然災害や気候変動により引き起こされた災害によって避難させられる人々、また受入国と共同体は、短期及び長期の支援を必要とする。

受け入れ国とコミュニティへの十分な支援を確保する。

89. 避難民を受け入れる国家と共同体はより一層の支援を必要とする。国家は、住居、雇用、教育、また医療ケアや他の必要不可欠な公的サービスとインフラへのアクセスを含み、避難民と受け入れ共同体により良いサービスと経済的な機会を提供するために、国家の政策、法律と予算を再検討しまた採用しなければならない。国際社会も、難民の受け入れ国が、長期の予測可能かつ持続可能な財政、政策及び政治的支援を増加することにより、提供するグローバルな公共財を確認すべきである。可能であれば国際的な支援は、現存の国家及び現地のシステムと構造を補完しまた強化し；現金給付を通じてを含んで、仕事を創設し現地の市場を強化し；避難民と受け入れ共同体にとって生産性のあるまた課税対象となる経済的な機会を提供すべきである。国際的な支援はまた地域に根差した開発の介入の一部になるべきである。

90. 避難民の削減は全ての人の責任である。世界人道サミット、難民と移住者の大規模な移動に対応するハイレベル会合そして他の関連会合により、2016年は私達の世代の最も重要な課題の一つについて、国際協力を再定義しまた着目する変革の年になる。

移民の脆弱性に対処し、移住のより定期的なまた適法な機会を提供する

91. 2030 アジェンダは、強制的な避難の様々な原因に対処し、移住の発展した結果を強化し、移住の人的なまた財政的なコストを削減し、秩序立った、安全かつ正規の移住を促進する部分的な枠組を提供する。達成するために、国際社会は、移動の経路に沿ってを含み、出身国、通過国と目的

国との強化された協力に基づいた、避難、移住と動員に対応する、集合的かつ包括的な対応を考案すべきである。その様な対応は、全てのレベルのガバナンスにおいて、国家、国際機構、民間部門、現地当局と市民社会の間のパートナーシップに基づく必要がある。

92. 安全、秩序だった及び正規の移住という 2030 アジェンダのターゲットを達成するために、加盟国は、移住のより合法的な途を提供する必要がある。国家は、家族の再統合、仕事と勉強関連の移動性のための安全かつ合法的な途を、また必要な場合には、1951 年の難民の地位に関する条約に該当しない人々への人道上の査証と保護を拡大しまた保証すべきである。私達はまた移住者と彼らの特別の脆弱性が、人道及び他の対応計画により一層効果的に統合されることを確保しなければならない。さらに、私達は人身売買と移住者の密航と闘うために、後者については合法的な途を確保することにより効果的に協力しなければならない；私達は移住者を犯罪化すべきでなくまた障壁を立てるべきではない；また私達は人間の窮状を搾取し、子ども、若者、女性と男性を危険にさらすことをビジネスとする人々を訴追すべきである。

今後 10 年間で無国籍を終わらせる

93. 無国籍者を今後 10 年間でなくすことは、国際社会の能力の範囲内にある。国家は、2014 年までに無国籍者をなくすために、キャンペーン“I Belong”を支援すべきである。国家は無国籍者の地位に関する条約及び無国籍の削減に関する条約に加入すべきであり、無国籍あるいはリスクに晒されている個人を特定化し、また国籍の恣意的なはく奪への解決を見出すためにコミットすべきである。無国籍という多数の状況は、出生や長期の居住を通じてを含んで、最も密接なつながりを有する国家において無国籍者に国籍を付与することにより解決される。必要とされる場合、法は、そうしなければ無国籍となってしまう遺棄された子どもやその領域内で生まれた子どもに国籍を付与すべきである。法はまた、女性と男性が等しく子どもに国籍を付与できることを確保するように修正されるべきである。国家承継の状況を含み、差別的な理由による国籍の拒否、喪失あるいははく奪は防止されなければならない。国籍に関する文書は、資格を有する個人に対して発行され、保護の地位は無国籍の人々に付与され彼らの帰化が促進されなければならない。無国籍の人々に関する量的かつ質的なデータは改善され、公に利用可能にされるべきである。

女性と女の子の能力を向上させ守る

94. 市民的、政治的、経済的及び社会的範囲、また全てのレベルの意思決定に、女性と女の子による十分かつ平等な参加は、国連を含む全ての関係者が、その開発及び人道上のプログラミングと資金調達において責任を問われる、基準とならなければならない。私達はまた全ての年齢の女性が提供される計画から便益を受け、その効果について説明責任があることを確保しなければならない。女性集団と女性の参加は、和平プロセス、ジェンダーに基づく暴力との闘い、共同体へのサービスの提供に多くの積極的な影響を及ぼしてきた。これらを考えると、女性が現在受け取っている最小限の資金は彼女たちの役割に比例して直ちにまた実質的に増加されなければならない。

95. 生計へのアクセスは、女性が自立し、地位及び家族と共同体への影響を向上させ、子どもたちが学校に通い医療ケアサービスにアクセスできるようになり、また女性たちと彼女らの娘が人身取引と取引の性交渉を回避することを可能にする。女性のための所得創出の機会を提供する計画は、準備及びレジリエンスのイニシアチブの一部として、また危機対応と回復において女性の安全と尊厳を確保する方法により、増加しまた拡大されなければならない。女性を訓練の機会、サプライヤー、資金提供者や顧客に結びつけるウェブ上の場は、生計の場を多大に形成しまた拡大しうる。

96. 女性と青年期の女子に対して、差別のない、包括的な性及び生殖に関する医療ケアサービスを提供することが優先されなければならない。母性、新生児及び若者の健康に関する意欲的な 2030 アジェンダを達成するために、私達は、全ての女性と若者の女子が、避難の状況を含み、危機的かつ脆弱な状況において安全に出産ができることを確保しなければならない。これは、情報、自発的な家族計画、安全な出産と衛生的な支給品、改善された医療ケアシステム及び労働者の能力への、改善されたアクセスを必要とする。

ジェンダーに基づく暴力を撲滅し、尊厳をもって犠牲者を処遇する

97. とりわけ危機におけるジェンダーに基づく暴力は、女性と女兒にとって深刻かつ生命を脅かす問題である。ジェンダーに基づく暴力を予防し犯罪行為者を訴追する法を採択し実施する緊急の必要性に加えて、犠牲者に付与される社会的な烙印と闘う行動が必要である。法が実施されれば、犠牲者が助けを求め、また公的な言説が暴力を非難する場合には、社会的な排除が縮小される証拠が示されている。政府と女性集団は、ジェンダーに基づく暴力が、私的かつ恥ずべき経験であるとい

う社会の見方について、それが基本的な人権侵害、ジェンダー不平等の極限的な現れ、及び女性と女の子の身体的また精神的健康並びに教育、生計及び公的生活に彼女たちが関与する能力を損なう公的な伝染的なものである、と変えるために、パートナーシップを形成すべきである。

98. 犠牲者への包括的な支援も国家及び国際的な援助への優先的な活動とならなければならない。その様な暴力の予防は成功してはいないが、その結果としての烙印、見捨てられる事や、沈黙という苦痛は、無視により生じるさらなる苦しみという被害を防止するために、信頼できる医療要員や共同体と協力することにより、多大な効果をもたらす。献身的、十分に資源のある、共同体に基づくまた包括的な長期的な支援パッケージが整備される必要がある。このようなパッケージは、安全、秘匿で、差別なく提供される医療及びトラウマの治療とケア；犠牲者中心のサービス；社会の包摂を促進する計画を含むべきである。

99. 男性と男子、特に避難しまたは家族から切り離された男児は性搾取や虐待のターゲットになりうる。このリスクに気づくことは、暴力を予防し個人を保護する、堅実な取組をもたらさなければならない。彼らもまた、秘匿かつ安全な医療ケアを受け、学校に通い、共同体からの拒否を避けられるサービスにアクセスできなければならない。

子ども、青年、若者の教育における格差を撤廃する

100. 障がいのある子どもと若者を含む、子ども、青年と若者の教育と職業訓練は、外的な状況によって止めたり開始したりできる贅沢品ではない。危機的な状況にある親や子どもは、教育を最高の懸念事項として確認する。教育は、短期的には、早期の、強制による児童婚、虐待、また子どもの徴兵を予防できる。十分な国内及び国際的な資金調達、危機的状況の間もまた後も、教材、教員の給料、必要とする全ての子どもと若者のための精神的支援サービスを含む、良質の教育計画に利用可能でなければならない。教育は安全、包摂的、搾取されず、軍事集団からの攻撃や虐待から保護されていなければならない。全ての教育プログラムは、とりわけ青年の女子と男子に対して、中等教育を含みそして職業の機会を提供すべきである。国家は、国家の資格と基準にしたがって、避難民の教育と証明の提供に、コミットしなければならない。

青年と若者が、積極的な変革の力となることを可能とする

101. 2030 アジェンダの成功は、青年と若者が積極的な変化の力となれるのかによる。教育、職業と代替の生計の機会、紛争を解決する取組と、全てのレベルでの市民のプロセスにおける、若者の持続した参加、オーナーシップと指導力を伴わなければならない。国の、現地の、また国際的な人道及び開発プログラムは、若者が共同体の回復に関与する機会を与えられることを確保すべきである。難民を受け入れる国は、若者の統合を可能にし、潜在的な不平を緩和し、彼らが見出そうとして生命を賭けてきた機会を、彼らに提供することを可能にしなければならない。

102. 2030 アジェンダの普遍性と、だれも置き去りにしないことへのコミットメントは、ニーズを満たし、脆弱性を減らし、人々の生活を変えることへの現地と国家の取組の支援において、国際社会が如何に協働するのかということについて新しい時代を求めている。

D. 核となる責任その四：人々の暮らしを変える一届ける支援から、人道ニーズ解消に向けた取組へ

人道ニーズの解消には、現地のシステムの強化、危機の予想そして人道と開発の垣根を乗り越えることを必要としている

103. 持続可能な開発目標は、国内のまた国際的な協力における新しい時代を構成しそしてニーズを満たすために活動する全ての関係者にとっての包括的で、変容する 15 年の結果の枠組を提供している。今や成功は、人々のリスクと脆弱性における計測可能な削減の達成と長年続いている基本的ニーズを単に得ることよりもむしろより自らが強靱になるためのその能力により定義されることになる。このことは、人々とその人間性を私達の全ての努力の中心に置くことになる。

104. 紛争ともろさは、人間開発に対する最大の脅威として残っている²⁶。およそ 14 億人の人々が、脆弱な状況において生活しそしてその人々は 2030 年までに 19 億人まで増えることが予想されている²⁷。もろい国家のほぼ 3 分の 2 が、2015 年までに貧困を半減する目標を叶えることに失敗した。2030 年までに、今日の 43% から上昇して、世界の貧困のほぼ 62% が、脆弱な状況にお

²⁶ 国際連合、ミレニアム開発目標報告書 2015 (脚注 9 を参照)

²⁷ 経済協力開発機構 (OECD)、*States of Fragility 2015: Meeting Post-2015 Ambitions* (パリ、OECD 出版、2015)

いて生活することが予期されている²⁷。もろさを経験している国家は、また、紛争や自然災害を含む、内外のショックの影響をより傷つきやすくなっている。

105. 開発に関する自然災害の影響は、びっくりするほどである。自然災害による将来の年間損失は、環境だけで3,140億ドルと見積もられている²⁸。しかしながら、それらは特に公的社会資本とサービスを維持することに苦しんでいる低及び中所得諸国における人々の長期の開発そして一つの出来事が国全体の経済活動を荒廃させることができる小島嶼開発途上諸国、を荒廃させている²⁹。緊急の行動なしに、気候変動により刺激された、増加した災害リスクは、それを削減するために必要な努力と資源が、将来の世代の能力を超えるであろうと予想する点に到達する恐れがある。

106. 紛争及び自然災害の影響は、無計画で急速な都市化によりいっそうひどくさせられている。都会は、経済的機会と資源へのアクセスの見込みを持っているが、多くの場所において、紛争、暴力、災害リスク、流行病及び周縁化の最前線でもある。過去40年以上、低収入や脆弱な状況における都市住民は、326%増えてきたと見積もられている²⁰。2014年までに、8億人以上の人々が、低収入で、非公式の居留地で生活し、災害にさらされた土地で適切な率先した社会資本、適切な住環境及び基本的サービスに対するアクセスなしで住んでいた²⁰。都市環境における紛争によりまたは大規模な災害により傷つけられた多くの人々が、医療や血液の供給量を急速に激減させ、負傷者を避難させることや治療することのような、時間に敏感な活動を邪魔して、あらゆる現地の保健制度を圧倒していきる。

107. 国際的な人道的や開発のアプローチが、多数に対する救済と進歩をもたらすと同時に、脆弱なまた危機の傾向のある環境における多くの人々の将来性を持続的に改善することにしばしば失敗する。多数は、彼らを生かしておくが栄えるための自らの安全、尊厳及び能力を確保することが足りない、短期の援助への依存状態に捕らわれ長期にわたる独立独行になる。

108. 私達は、ニーズと脆弱性を削減する要求主導型の成果に向けた短期の、供給主導型の対応努

²⁸ 国際連合災害危機削減事務所、*Global Assessment Report on Disaster Risk Reduction 2015: Making Development Sustainable - The Future of Disaster Risk Management* (New York, 2015)

²⁹ 国際連合災害リスク削減事務所、*Global Assessment Report on Disaster Risk Reduction 2015* (脚注28参照) ;国際連合災害リスク削減事務所及び災害流行に関する研究センター、「天候関連災害の人的コスト1995-2015」 SIDS Accelerated Modalities of Action (SAMOA) Pathway (決議69/15、添付文書)

力を越えて動きつつ、私達の焦点をこれらの危機の中心にある人々に戻さなければならない。これを達成するため、国際的な提供者は、共通の総体的な結果及び説明責任枠組としての持続可能な開発目標と共に複数年の時間的枠組を越えて協働しつつ、「開発」または「人道的」のような人為的な制度上のラベルを横に置くことが必要であろう。援助提供者は、与えられた状況、特別な時期（短期、中期及び長期）そして具体的な成果に向けて、彼らが貢献できる技能と資産を評価することが必要であろう。

109. その目的に対して、21世紀の機会を包含することが必要である。危機を予防しそして対応する能力は、今や多様でありまた広範囲に広がっている。多くの危機や危機を起こしやすい環境における共同体レベルの能力は、増加している。科学技術と通信は、人々のニーズを効果的に表現しまたより素早く彼らの援助を申し出るための手段をより多くの人々に与えてきている。しかし、あまりにも頻繁に、国際的な援助は、より戦略的な効果を提供するため専門知識を呼び集めることよりもむしろ個々の事業の提供に集中した、伝統的な方法でまだ活動している。私達は、比較優位を利用することによる協働成果にむけるよりもむしろ職務権限や財政的な構造により作り出されたサイロにおいて活動している。私達は、それらが生み出した結果よりもむしろ、達成された事業、展開された人々、設定された構造及び公開された資金により成功を測定している。特に脆弱なまた危機の影響を受けた環境における人々にとっての野心的な成果を達成することは、政府、国際的な人道及び開発関係者並びにその他の関係者の中の異なる種類の共同作業を必要とする。すなわち、補完性、相互運用可能性のより高いレベルそして個々の事業や活動の調和よりもむしろ持続可能な、協働成果を達成することに基づくものである。

110. それ故事務総長は、(a) 国と現地のシステムを、取ってかえるのではなく、強化する；(b) 危機に対し、待つのではなく、機先を制する；(c) 相対的な優位に基づきまた複数年の時間的枠組を越えて、全体としての成果に向けて活動することにより人道と開発の垣根を乗り越える、という三つの基本的な変化によりマークされた新しいパラダイムにおいて活動することを引き受けるため、国連、非政府組織及びびドナーを含む、国際的な援助システムを強く勧める。

国と現地のシステムに、取ってかわるのではなく、強化する

可能な限り現地に、必要な限り国際的に、コミットする。

111. 注目すべき改善が、危機に対して準備することと対応することにおいて国のまた現地のレベルの両方で過去 10 年間に於いてなされてきた。国際社会が、この能力と危機における現地のリーダーシップを尊重しまたさらに強化しそしてそれを損なうかもしれない並行した構造を導入するのではない義務を有している。国際的なパートナーは、支援するためまた国のそして現地の関係者を可能にし、専門知識と良い実践を提供しまた対応を「引き継ぎ」そして利用するよりむしろ能力や才能を加えるためにより多くの努力をする必要がある。

112. 国際的な関与は、国のまた現地の比較優位と補完性の明確な評価に到達するため、信頼と既存の対応能力と決定的なギャップの良い理解に基づくべきである。国際的な支援は、基準及び経験に基づく技術的協力、指針または専門知識の形態において予想されるように提供されまた維持されるならば、最も高く評価される。それはまた、国の対応努力を強めまたは払い戻すため急増する支援または迅速な資源の動員として来るかもしれない。国際的な関係者は、国のまた現地の対応能力を構築しまた強化するため、共にまた、複数年の時間的枠組を越えて必要な場合、持続的に活動しなければならない。このことは、強靱になる人々の尊厳と願望を尊重し、外国の援助への依存性を削減しそして長期の、高価な国際的な関与を予防することになる。

113. 非常事態における国のまた現地の能力が規模に対して今なお提供できない場合、物品とサービスの提供を含む迅速な国際援助が、要求されるかもしれない。しかしながら、現地の対応者の能力とつながることと強化することは、まだ、努力に対して中心とならなければならない。最初から、国際的な関係者は、現地の関係者に任務とリーダーシップを移す機会を探すべきである。このことは、活動の最初からあらゆる国際的な対応計画の思考態度でありまた予測可能な部分でなければならない。

人々を中心に据える：コミュニティのレジリエンスを築く

114. 人々は、彼らの生活の中心的な行為者でありまたあらゆる危機に対する最初のそして最後の対応者である。人々の脆弱性を削減しそして彼らのレジリエンスを強化するためのあらゆる努力は、現地の経験、リーダーシップ及び能力に基礎を置いている国のまた国際的な努力を伴った、現地のレベルで初めなければならない。影響を受けた人々は、全てのレベルでの女性の参加を確保しつつ、

意思決定において終始一貫して従事した関与しなければならない。コミュニティの合法的な代表者は、あらゆる状況においてリーダーレベルで組織的に置かれるべきである。人々は、自らのニーズが満たされまた予想通りにそして透明性をもって提供することを全ての関係者に頼る方法についての決定に影響を及ぼすことがまたできなければならない。

115. 国際援助及び保護提供者は、影響を受けた人々やコミュニティにより何が本当に必要とされているのかまた最善の支援準備、戦略を積極的に手に入れることそして復旧の方法を理解することが必要である。このことは、人々が必要とした欲しているものに向けて「私達」が提供できるものに焦点を絞ることから離れた思考傾向における変化を要求している。国際的な関係者は、人々とコミュニティが既に行っているものに対して価値を加えるために彼らができるものを自らますます問うべきである。そのことは、現地の人々、制度、条件及び問題との深くまた尊重する関与を要求し、そして複合的で速やかに変化している状況においてできえ、現地のまた国の能力に関連しているまた補完的な国際援助に大いに加えられることになる。

116. 援助及び保護提供者は、どんな援助が提供されそしてどんな援助がニーズと懸念を容易に知らせるために人々に許されている利用可能な反応手段とされているのかを人々が知ることをまた確保すべきである。影響を受けた人々に対する直接の責任のそのような措置は、要求主導型且つ効果的な援助を提供することに対する中心である。今日の財政的誘因構造は、純粋なコミュニティ関与と組織的な基盤に基づく現地の関係者に能力を移行することを支援するものに向けた自らのサービス提供を改善する国際機構を動機づけるものから変わるべきである。

117. レジリエンスと独立独行は、援助や危機管理過程の提供を支えるべきである。一つの重要な例として、現金に基づく計画作成は、人々が最も必要とする物品とサービスを購入することを彼らに許すことにより、それと同時に地域経済をまた支援することにより、人々の力を支援する。市場及び活動状況が許す場合、現金に基づく計画作成は、支援の優先したまた初期設定の方法となるべきである。社会的サービスへの平等なアクセスを確保する国内の社会保護システムを強化するための措置並びにマーケット・ショックに対して脆弱でない安全策はまた促進されるべきである。

危機を、待つのではなく、予測する

118. 今日、洗練されたモデル構築とリスク分析は、人的なものであれ自然なものであれ、危機を予測することができる。しかしながら、そのような手段は、まだ国際社会が運用する方法の変化に至っていない。国内のまた国際的な関係者は、準備を増加することや脆弱性を削減することよりもむしろ高価な危機対応や紛争後の介入にその財政的や人的資源を集中し続けている。災害リスク削減のための仙台枠組 2015-2030、2030 アジェンダ及び一層の予防と備えのための世界人道サミット協議期間中のめざましい呼びかけは、今やより良く予測するための私達の努力における変化の一段階を導きそしてそれから危機を予防するため行動しなければならない。

119. 国際的や二国間の協力と援助は、増加しなければならずまた危機の外にあるリスクが生じがちな諸国における現地や国の対応能力を強化することに集中されなければならない。この目的のために、事務総長は 2020 年までに 20 か国の最もリスクが生じがちな諸国の対応能力をかなり強化するため 2017 年までに包括的な行動計画の策定を求める³⁰。

データ及びリスク分析における投資

120. データ及び共同分析は、私達の行動の基本原則とならねばならない。データ及び分析は、供給主導型アプローチから最大の危機と最も脆弱なもののニーズを知らされたアプローチに移動するための開始点である。国家政府及び準地域的な、地域的な並びに国際的な関係者は、特に最もリスクを生じがちな諸国と地区における危機の前、最中そして後でデータを収集することとリスクを監視することや分析することに向けてかなりの財政的及び人的資源を捧げることが必要である。国際的な関係者は、その点での国や現地の能力を強化することに対して自らの支援を増やすべきである。

121. 資源は、危機の前に国の、現地の、地域の、政府のそして非政府関係者(の対応能力マッピング)の利用可能なまた特定の尺度で測定できる対応能力のマッピングを可能にするため、また増加されるべきである。努力は、それから危機期間外でのより一層の準備作業を促進するため危機が起こる前にそれらの関係者を結びつけまた支援するためなされなければならない。

³⁰ このことは、リスク管理のためのインデックスに基づく。

122. リスク分析と能力マッピングは、国際的な関与の型とレベルを決定するための主要な基礎となるべきである。全ての関係者は、全ての関連する関係者の努力を指導しそして共同分析と最も迫っているリスクの共通の情勢を知らせるため、適切なセキュリティとプライバシー保護を備えたオープンで広く利用可能なデータ・ベースの利用可能なデータを整理統合することを約束すべきである。この共通の情勢は、備えと危機管理戦略を実行することと資金調達することに向けた意欲的な標的を設定するために用いられるべきである。

リスクを受け入れ、認めそして行動する

123. 独力で、リスク分析におけるより多くの投資は、より良い備えまたは危機の予防を導きだすのではない。国の及び現地の当局並びにその他の利害関係者は、リスクを特定しているデータと分析を認識しそしてそれを管理するために必要な指揮及び統制をもった組織を割り当てることにより当該リスクの明確な持ち主を確立することが必要である。国際機構やドナーは、必要な能力の開発において支援することと投資することによりリスクのそのような持ち主に報いなければならない。リスクを認識せず、対応を制度的に所有せずまたはリスクと分析に基づいて行動しないことは、苦しみと生命の損失を悪化させることをもたらしつつ、余りにも遅く動いている政府と国際社会の膨大な事例を導き出してきている。早期の行動に対する政治的及び財政的妨害は、より決定的に打ち負かさなければならない。二国間または地域的なパートナー若しくは国連とそのパートナーの周旋は、その点において決定的となることができる。

協働成果を提供する：人道と開発の垣根を乗り越える

124. 現在、多くの諸国において、人道的、開発、平和及び安全並びにその他の国際的な制度は、異なる事業だが同じコミュニティの範囲内で並んで活動している。余りにも頻繁に、各々の部門は、異なる目的に向けた活動を創造しまた実施しつつ、異なる目標、時間的枠組、バラバラらのデータと分析そして資源を、これらの同じ共同体に対してもたらしている。分裂、非効率そして矛盾にさえ終わることは、最も脆弱なものに対する最適条件の結果を妨げる。

125. 人道関係者は、長期の開発結果の達成に対して貢献することに向けて年々短期の介入を繰り返して実行することを越えて動くことが必要である。開発関係者は、人々が持続可能な開発目標を

追求する時、人々の脆弱性、不平等及びリスクと取り組むためより重要な緊急性をもって計画しました行動することが必要であろう。開発対応もまた、プログラムに従ったそして財政的な条件の両方で、危機の日から、国が可及的速やかにレジリエンスと国の開発目標を達成するための小道に返されるまで、より予測可能になること必要とする。このアプローチは、強化された国連開発支援枠組を通じたものを含む、持続可能な開発目標の実施を支援するため国連開発グループにより行われた努力の幾つかに適合している。私達は、隠れた制度的溝から離れるため、今や異なる援助コミュニティを呼び集めそして 2030 アジェンダ、仙台枠組、気候変動に関する国連枠組条約の下でのパリ協定また世界人道サミットの機会を使用しなければならない。供給品の提供よりもむしろ要求そして事業の提供や「任務第一」よりもむしろ協働成果と比較優位について焦点を絞る時である。

126. 現地や国の関係者、人道及び開発機関、ドナー並びに国際的な金融機関との世界人道サミット準備プロセスの広い基盤をもつ協議に基づき、また共有された結果に向けて、任務、セクター及び制度的境界を越えて活動できる、そしてより一層多様なパートナーを得て、伝統的なサイロの快適さを越えて動く国連システムに対する事務総長の以前の呼びかけに沿って、事務総長は、以下に設定する八つの要素が、この新しいアプローチを達成することに対して極めて重要であると信じている。

1. 文脈問題：データ及び分析により推進された共同のプロブレムステートメントの創造

127. 状況分析は、ニーズの単なる評価ではなく、むしろ国と現地の制度におけるニーズの原因、最も顕著なリスク及び利用可能な能力と格差の全体像を達成する手段である。国際的な関係者は、どんな問題を彼らが解決しようとしているのか、どんな問題が最も急を要しているのかそしてどのように彼らが最も良く支援できました既存の国のまた現地のリーダーシップとその他の能力の規模を拡大できるのかを最初から明確にすることが必要である。オープンで透明な共同のニーズ評価が、この点において極めて重要である。国や現地の当局並びに人道、開発、環境及び平和と安全のコミュニティからのあらゆる関連する関係者は、リスク、ニーズ、ギャップそして既存の能力の共通理解を達成するため一緒になることが必要である。

128. 適切なセキュリティとプライバシーの保護を得て、データを収集すること、分析すること、集めることそして共有することは、集団的な義務として理解されなければならない。信頼性のある

データなしには、私達は、誰が必要としているのか、どんな課題に彼らが直面しているのか、どんな支援が彼らを援助できるのかそして介入が相違を生じさせているかどうかを知ることができない。国際社会は、互換性がありまた共有されることができる時宜をえたまた継続したデータ収集と分析を可能にするため国の能力とインフラの開発を支援しなければならない。データ収集と分析は、人口の脆弱な集団または区分の独特なニーズを表している、性別と年齢により分類されなければならない。21世紀においては、私達の対応は、データとニーズの経験上の証拠により推進されなければならない。

129. 状況の共通理解、ニーズと能力は、それから共通の「プロブレムステートメント」を導き出すべきである。プロブレムステートメントは、すぐのニーズを叶えることだがまた脆弱性と数年以上のリスクを削減することにおける優先事項を特定すべきである。すなわち、これらの優先事項に対処し、そして国際的な関係者が既存の能力を支援することができる場合、補完しまたそれらの規模を拡大し、そして最も脆弱な環境を改善するための、特に国と現地の全ての利用可能な関係者の能力である。

2. 個別の短期の事業から協働成果への動き

130. 最も重要なことには、プロブレムステートメントは、戦略的で、明白で、数量化できまた計測可能な協働成果に関する合意を主導することが必要である。複数年の時間的範囲を超えて合意した協働成果に向けて活動することは、私達が人道と開発の垣根を最終的に乗り越える方法である。明確な表現及びそのような協働成果の達成は、共通の目標に向けて協働するため、多様な関係者の範囲（国のまた現地の当局、人道、開発、人権及び平和と安全保障関係者、そして可能な場合には民間企業でさえ）を許すことになる。この共通の目標は、自らの伝統的なサイロを超越しそして明白で予測できる役割と貢献に基づいて協働することを関係者に要求している。

131. 意義あるものになるために、協働成果は、数、戦略及び意義深さにおいて小さくなる必要がある。成果は、最大のリスクの範囲と与えられた状況における人々の脆弱性に基づいて優先権を与えられなければならない。また持続可能な開発目標に向けた発達の全体的な国の指標について積極的な影響を持たなければならない。複数年を越えた集団的な成果に向けて活動することは、予想された成果から遡って活動する対応に従事するものを要求しそしてその成果を達成するために取るで

あろうものと誰がそれを達成するかを問うであろう。その問いに対する回答は、それから対応を推進するもの及び関連する計画並びに資源の動員努力になる。例えば、戦略的な協働成果は、以下の形態をとるかもしれない。

- ・食糧不安の計測可能な削減の計画的な達成に向けた緊急食糧配給からの変化
- ・追放の削減と帰還、社会復帰または再定住を通して3年から5年を越える国内避難民の独立独行の強化を求めるアプローチに向けた避難民に対して増加している短期援助の一年毎の提供からの変化
- ・持続可能な水のインフラと疫病予防方法の確立に向けたリスクの高い地区における季節に基づく予測可能なコレラの発生を取り扱うことからの変化

132. これらの成果のそれぞれの達成は、短期の、中期のそして長期の介入の提供を要求するかもしれない。文脈及び成果次第で、それらは全て同時に起きるかもしれずまたは一定の介入がその他に続くかもしれないが、それらは全て、3年から5年の終わりに協働成果を達成することに向けて利用するだろう。

133. 複数年の計画は、それ故、成果を達成しそして進展を監督するため様々な関係者のための役割を設定し、標的を採用しそして資源動員を推進することが必要であろう。長引いた、脆弱なそして再発する状況の現実性を考えれば、物品の提供者となることから技術的協力や戦略的助言の提供者となることを着実に発達させている国際的な関係者と共に、変化している環境に対する適応を認め、進展が毎年なされることを可能にしそして国のまた現地の能力開発における投資を促進するために期間として少なくとも3年から5年が必要である。これらの3年から5年の成果の各々は、より長い10年から15年の国内開発計画と持続可能な開発目標の達成における一回分となるであろう。

3. 比較優位を利用する

134. 協働成果は、比較優位に基づく、利害関係者の多様な集団、すなわち、国及び現地の政府、人道、開発、平和並びに安全保障、人権と環境関係者、市民社会そして民間部門の中の新しいレベルの共同作業を要求するだろう。比較優位に基づいて活動することはまた、人道部門における革新に関するより強力な集中を促進しそして専門化または強化を刺激することができるだろう。予測可

能性、信頼、技術的技能、確立された評判、必要としている人々にアクセスする能力、そして局所的な専門知識は、与えられた状況において比較優位を考慮するものの全ての例である。協働成果とどんな能力がその成果を達成するために利用可能で必要とされるかについての評価は、任務の責任を考慮しつつ、比較優位の決定を最終的に推進すべきである。援助や保護の国際的な提供者は、任務またはミッション・ステートメントだけでは、比較優位に対して自動的に同等視してはならないことを認めることが必要である。

4. 情報を調整することから成果と一緒に達成することへの変化

135. 協働成果が特定されそして多数年計画が確立した場合、調整は、これらの成果を達成することを巡って準備されることが必要である。国際的な人道セクターにとって、そのことは主としてセクターの情報を調整することよりもむしろ、それぞれの協働成果とそれを達成することに対して責任を有する多様な、広い範囲の関係者に基づいた調整枠組における参加を要求することになる。そのことは、商品や物品の短期の提供の調整よりもむしろ、全体的な協働成果に対する達成目標を追求するため「成果に基づく調整集団」における関係者を要求する。リーダーシップやそのような成果に基づく調整集団の構成は、特定の協働成果及びそれらを満たすために比較優位を有しているとして特定されてきた関係者に基づくそれぞれの状況において異なることになる。

5. 協働成果に対するリーダーシップに権限を与える

136. 協働成果を達成することと必要な資源を確保することは、ステークホルダーを調整しそして整理統合するため権限を与えられたリーダーシップを必要とすることになる。多くの状況において、国家の政府は、調整及び協働成果の追求を主導することにおいて強力な中心的役割を持つことになる。国際社会とのパートナーシップとその点において政府が望む支援される方法は、状況、利用可能な国のまた現地の能力そしてギャップにかかっていることになる。しかしながら、国際的な関係者が関与する場合、国際的なまた国のパートナーの中の一貫した調整や予測可能な提供が不可欠である。

137. 国連やそのパートナーにとって、このことは、駐在/人道調整官が存在する場合、多数年計画の完全なプログラムサイクルと同計画において特定された協働成果に向けた国連とそのパートナ

一による一貫した、集団によるそして予測可能な計画の提供を確保するため、適切な権限を与えられたそして資源のある駐在/人道調整官により主導された、機関が一つのチームの中で活動すべきことを意味する。駐在/人道調整官は、共通のプロブレムステートメントを策定し、協働成果の状況を調整しまた終わらせ、そしてニーズと脆弱性を削減することに関する協働成果を確保することにおける履行の確保と進展を監視するために必要なデータと分析を要請しそして整理統合するために権限が与えられるべきである。駐在/人道調整官は、合意された多数年の計画やプログラムに向けた適切な資源を指導することができる必要がある。これらの新しい機能を遂行するために、駐在/人道調整官は、とりわけデータ分析の支援と進展監視において、適切な能力と資源により支援されることが必要であろう。

138. このアプローチは、合意された成果を集団として達成するため個々の機関をまとめることにおいて駐在/人道調整官の役割を強化するとは言え、国連機関は、自らの運用上の独立、唱道的役割そして予算権限を維持するであろう。しかしながら、機関は、それらが合意した協働成果を達成することに向けて共同してまた予想通りに活動するためそして能力、資源及び内部管理過程を適宜、集中しまた調整する責任を有している。そして事務総長は、執行機関に対し、前進的なこの方法を支援することを奨励する。人道関係者と開発関係者との間の垣根を乗り越えることは、最優先事項である。これは、機関とドナーの本部における構造、過程及び財政制度が、このアプローチを強化する場合にのみ成功するだろう。

6. 進展を監視する：変化に対する説明責任

139. 最も脆弱なものに対するより良い結果を確実にするために、明快な業績達成基準と準備が複数年改革の実施を指導するためまた計画において特定された協働成果と標的を達成することに向けた進展を監視し測定するため適当であることを確保することが政府及び駐在/人道調整官にとって重要になる。そのような監視は、計画の時間的枠組についての協働成果に焦点を維持し、状況における新しいショックまたは開発、ニーズやリスク、そして関係者の能力への対応においてなされることになる時宜を得た調整を許し、そして協働成果を達成するために活動している関係者が、正しい資源と政治的支援を有することを確保することに役立つであろう。

7. 非常時能力を維持する

140. 脆弱性とリスクを削減する協働成果に向けて活動していることは、規定になることが必要とは言え、私達は、短期の緊急且つ生命救済援助の提供及び保護を必要としている状況の存在を認識しなければならない。重大な紛争または急に始まった災害状態の直後のような状況において、長期の開発結果または国の指標を変えることは、達成するために困難または不可能であろう。そのような状態においては、優先事項は、非常時の対応を規定することと人々が人道援助と保護へのアクセスを持つことを確保することとなる。しかしながら、この非常時アプローチは、活動の持続可能な長期の機能形態になることはできずまた援助や保護のための一定のニーズが残ったままであるとしても、例外であるべきである。あらゆる状態において、私達は、ニーズ、リスク及び脆弱性を削減する協働成果に向けて活動する現地の、国のそしてその他の関係者と協力する機会を求めるべきである。

8. 協働成果に融資する

141. 最後に、資源がこの新しいアプローチを支持しそして支援しなければならない。一つの資源動員枠組が、それを達成することの総経費を示した各協働成果とともに、複数年計画及びその協働成果を支援するために導入されなければならない。融資は、数年にわたって、予想通りに提供され、そして協働成果を達成するための比較優位を有しているとして多数年計画の中で特定された関係者に向けられることが必要である。このことは、その成果に向けて提供する、補助金、貸付そしてリスク保険のような異なる融資のニーズをもった、関係者（政府、現地組織及び民間部門）の多様な集団を伴うことができる。それは、融資が任務または確立されたパートナーシップに基づき主に提供される現在のアプローチからのかなりな変化を必要とする。このことは、次の節で更に詳細に議論されることになっている。

142. 最終的に、この新しいアプローチの要素は、国際的な援助供与者やドナーからの約束がある場合だけ達成されることができる。ドナーは、無数の個々の事業を通じたバラバラの融資を永続させない方法で融資を約束することが必要である。国連機関及びその他の国際機構は、不自然なレッテルや垣根を越えて変化することを約束し、比較優位に基づいて活動し、そして国や現地の能力を、取ってかえるのではなく、強化することが必要である。国の政府、市民社会及び民間部門は、彼らが計画し、協力しそして融資する方法を変えることを約束し、そしてその政策を通して協働成果の

達成を可能にすることが必要である。事務総長は、国際機構及びドナーに対し、一緒に、私達が人々や彼らのコミュニティが受けるに足る変化を提供できるように、その点において自らの約束を知らせるために世界人道サミットを利用することを促す。

E. 核となる責任その五：人道に投資する

人道のための共有責任を受け入れ、行動することは、政治的、制度的及び財政的投資を必要とする

143. 上述した四つの核となる責任を実現することは、五番目の責任（人道に投資すること）の容認を必要とする。人の苦しみを予防することにおける、より一層の政治的及び資源的投資は、私達が人道においてできる最も重要な投資でありまた私達が世界人道サミットで合意しなければならない最も重要な変化である。今日私達が持っている合わせた知識、技術そして資源で、紛争、災害やその他の非常事態で苦しむレベルが、非常に高いままであることは容認できないことである。このことを特に荒廃させまたひどくするものは、もし私達がリスクと早期の警戒情報を重大に捉えそして必要な政治的、制度的及び現地の市民社会に早期にまた持続的に投資していたならば、苦しみの多くが、予防または削減できていただろうということである。

144. 国民、現地関係者及び国のシステムにおけるより多くの投資は、緊急の優先事項とならなければならない。2014年に、国際的な人道融資の丁度0.2%が国のそして現地の非政府組織に対して直接提供された。影響を受けた政府に対する直接融資は、同様に低く、全ての人道融資の3%に達しているだけである³¹。このことは変わらなければならない。能力構築無しに、現地の関係者は、リスクに対応するまたは危機に適切に対応する立場にいてはいけない。能力はまた、多くの補助金を受領し、成功するプログラムを実施しそしてドナーの要求を満たすための国のまた現地の政府そして組織の能力に影響する。現地組織は、テロ対策措置により課された更なる制限に直面するかもしれない。それらに関する限り、ドナーは、現地の関係者に対する多数の少

³¹ Development Initiatives, “Global humanitarian assistance report 2015”, www.globalhumanitarianassistance.org/report/gha-report-2015 から入手可能。

ない補助金を支払いそしてその影響を監視する能力を欠いているかもしれない。危機の最中に自らがより良く対応する現地及び国の関係者を支援することは、人道と開発努力の核となる活動そして成果でなければならない。強化された現地の能力なしには、対応におけるあらゆる投資は、収益なしのままであろう。

145. 現地の関係者への不十分な投資に加えて、国際社会は、今日そして明日の大惨事を予防するためリスクの高い地区において過小投資し続けている。2014年に対する最新の概算は、政府開発援助（ODA）の0.4%だけが、災害予防と防災準備に費やされていることを示している³²。平和構築に集中している融資は、相変わらず少なくとも、矛盾が多くそして予測不能でありそしてそれが多くの収益を収めることができるとしても、紛争予防のための融資は、取るに足らない。融資は、公平ではなくまた長引いたまたくり返される危機から離れて資源と注意をしばしば転換している注目をあびる危機を伴った、ニーズとリスクが最も高い地区に基づいている。この継続的な危機対応モードとピークにある危機に向けた「資金の流出」は、災害のレジリエンスを構築しそして平和を持続するための私達の集団による能力にとってかなり有害である。

146. 現在の援助融資構造は、協働成果に向けて活動するため、私達が、よりリスクに基づいて投資しそして関係者に動機を与えるならば、また変化することを必要とすることになる。現在、人道的な融資は、通常短期の補助金の形態を取りそして対応が数年間引き続いて続く場合でさえ、一年毎の事業に対する年のサイクルでしばしば提供される。長引く状況において、他の投資がほとんどない場合、これらの短期の補助金が、それらが最後の手段となるべき代わりに、長期にわたる脆弱性とリスクを削減するために用いられた最大限の財政手段を補完しつつ、最初の手段の高価で無駄な安全策となる。加えて、ドナーの実行はしばしば、発展しているニーズと状況に十分に適応するため柔軟ではなく、また、実際問題として、バラバラの融資を奨励し孤立して活動するための人道や開発関係者に対する誘因を創設することができる。最後に、早期の行動と工夫を促進する融資のための誘因がほとんど存在しない。

³² OECD, OECD. Stat database. <http://stats.oecd.org/> から入手可能（2016年1月19日、閲覧）。

147. 異なって活動することに加えて、私達は災害リスクの削減、平和構築及び開発におけるより一層の投資の配当を待つことができない今日の1億2,000万人の人々のニーズを満たすためによりはるかな緊急性と連帯をもって行動しなければならない。融資において段階的に拡大していく人道的ニーズ及び広がっている格差は、世界人道サミットを呼びかけることそしてその所見と勧告を、本報告書において事務総長が考慮しそして踏まえた³³、人道資金の調達に関するハイレベルパネルを任命することを事務総長に導いた緊急の懸念の二つであった。2004年以降、機関間人道アピールの資金要求額は、34億円から2015年に195億円と6倍に増加してきている。これらのニーズは、史上最高で、寛大さの記録的レベルで釣り合ってきている。しかし、そのような寛大さが、2015年に動揺させている47%（93億ドル）に広がっている格差で、非常に不十分であったことは以前にはない。資金のその他の資源が十分に獲得され、送られまたは認められないとは言え、ドナーの小規模な集団へ過度に依存したままである。78兆ドルの経済においては、この格差は単に塞がれることはできないが、私達の共通の責任と私達の道徳的な義務となるべきである。

148. 要するに、国際社会の能力、技能及び資源は、人々にとってより良く提供すること、つまり彼らの安全に対して貢献すること、彼らの尊厳を支持すること、彼らの力を強化することそして栄えることを彼らに可能にすること、に向けて今や変えられなければならない。これを達成することは、自らのリスクを管理し、危機の影響を削減しそしてより繁栄する未来を求めることを個人、世帯、現地政府及び市民社会に可能にしつつ、国民自身へのより一層の投資を、何よりもまず、要求することになる。それはまた、苦しみの原因を予防しそして削減するためリスクに基づく増加した、予測可能なそして長期の投資も要求することになる。投資は、国民の脆弱性を削減する協働成果を達成するため協働する国際社会にとっての新しい方法を支持しまた支援することを必要とすることになる。最後に、投資は、私達が、長期に対する中間に関する国民の脆弱性を削減することと同時に増えつつある人道的ニーズにより良く対処できるように、増加し、多様化しそしてできるだけ能率的に利用されることになる必要がある。

³³ 人道資金の調達に関するハイレベルパネル、「重要すぎて失敗できない」（脚注1を見よ）。

現地の能力に投資する

149. 現地関係者は、通常、共同体の基本的な脆弱性と優先事項を知る最善のところに置かれそしてしばしば最も脆弱で危険なところにいる者への信頼とアクセスを有している。これらの要因が、人道援助を提供する理想的な立場に彼らを置くとしても、現地の関係者は、永続的な組織的存在を支援するため大量の提供を合わせて調整した適切な資源を持続するために取り組むことができる。その意味で、私達は、現地の能力と最初の対応者が資源不足でありまた認識不足であるままであるとしても、ほとんど排他的に国際機構に対し、人道アピールを通して、資源を提供し続けることができない。短期の、中期のまた長期の直接の、予測可能な融資に対する彼らのアクセスは、活動及び能力開発の両方のために、増加されなければならない。このことは、女性のコミュニティのための幅広い成果に関する女性の証明された積極的な影響を考えると、とりわけ女性のグループにとって重要である。ドナーや国際的な援助関係者は、必要な場合資金を求めまた管理するその能力を策定するための長期の支援と結びついた、現地のパートナーに対する直接の融資を直ちに増加するための具体的な目標を策定すべきである。より予測可能な資金に対する現地の非政府組織、市民社会及び女性グループによるアクセスを促進するため、国連の国に基づく運用資金を通して送られた人道アピール資金の全体的な割合は、15%まで増やされるべきである。送金は、現地の集団にとって貴重な資金調達源となることができる。送金のための取引コストは、低くされるべきであり、そして事務総長は、主要8か国（G8）と20か国・地域グループ（G20）によりまた2030アジェンダにおいて為された公約が実施されることを奨励する。

150. 最初から、危機管理、開発及び人道対応計画は、現地の能力とレジリエンスが、直接の現金給付、技術、情報やデータを通して強化されることができする方法を特定すべきである。現金給付は、現地のコミュニティのための変化させる可能性を有し、強化された現地市場を有しそして部門を越えて援助を提供するより威厳のある方法であることを証明してきている。そのためにも、現地レベルでの直接投資に対する障害は、リスクを緩和すること、テロ対策と資金洗浄対策措置の影響に対処することそして現地の技術的能力を開発することを含んで、対処されることが必要である。

リスクに投資する

151. リスク削減は、生命を守ることに於いてより費用効率が高いばかりでなく、自然災害、気候変動及びその他の気候関連の結果の大きくなっている影響を持続的に処理する唯一の方法である。もっと前に事務総長が呼びかけたように、国際社会は、危機管理と危機予防に投資することとコミュニティのレジリエンスを構築することに向けた対応に関するその過剰な集中から変化しなければならない。この呼びかけは前になされてきたしまた 2030 アジェンダ、仙台枠組そしてパリ協定において確約された。私達は、今や世界人道サミットの機会を、危機の前と後のはるかに多くの資源を投資することに向けた明確で計測可能な変化に合意するために使用しなければならない。このことは、以下に定めるように、数多くの政策、計画的なそして資金を調達している変化を要求することになる。

(a) 国家政府は、国及び現地の能力に十分な資源を費やし、レジリエンスを構築しそして危機のリスクを削減しなければならない。持続可能な開発におけるあらゆる投資は、リスクを知らされそして官民両方の国内資源であるべきであり、資金調達において卓越した役割を果たすべきである。選択肢は、拡大している税の範囲、増加している支出の効率性、リスク保険を取得すること、緊急予備費を蓄えておくことそしてリスク削減のための予算線を守ることを含むことができる。適切且つ必要に応じて、ドナー、二国間パートナー及び南々協力は、専門知識、知識移転と財政投資を通してそのような投資を補完すべきである。

(b) 官民パートナーシップは、リスクに基づく投資を促進すべきである。それらは、開かれた、透明なリスク・モデル方法へのアクセスを拡大することができる。それらはまた、意思決定に通知するリスク分析の質を改善するために低所得諸国の政府の能力を構築することもできる。リスクの識別、リスクの規制及び保険料率設定における保険業界の専門知識は、危機を管理することからリスクを管理することへの変化のために非常に重要な支援を提供することができる。事務総長は、保険業界に対し、リスクの考慮をその資産投資に組み込むことを奨励する。このことは、資本収益が現

実になるばかりでなく、将来の成長を損なわないことまたは国民や社会資本を危険にさらさないことを確保することができる。

(c) ドナーと二国間パートナーは、国の投資を支援しそして災害リスクを削減し、気候変動の悪影響に適応しそして人道危機を予防するため、2030年アジェンダ、仙台枠組、アジス・アベバ行動目標及びパリ協定において行ったその公約を遂行すべきである。そのためにも、事務総長は、災害リスクの削減と備えのために割り当てられたODAの割合が、2020年までに少なくとも1%まで倍加されることをまた奨励する³⁴。ODAの2014年の水準に基づくと、災害リスクの削減のためのODA総額は10億ドルになる。事務総長は、気候変動適応の融資のかなりの割合が、予防措置に資金を共有するためまた海面の上昇や砂漠化のような、気候変動の極端な影響により避難した者のニーズに対処するため使われることを、また求める。緑の気候基金は、とりわけ、気候リスクを削減するための国の能力を構築する活動を支援すべきである。

(d) 危機を除く正しい投資は、国内または国際的な可視性により「値するもの」ではなかったとしても、持続的にまた早期に行われるべきである。資源は、救援供給品の貯蔵のような、予期したリスク事象の実現であろうとなかろうと、利益を提供する介入に対して提供された「ノーリグレット」基準と支援に支払われるべきである。

(e) リスクを知らされた現地や国の早期行動は、動機付けられまた報いられるべきである。開発と二国間パートナーは、30か国以上が、2020年までに干ばつ、洪水、サイクロン及び気候の変わりやすさに対するリスクプーリングの範囲で20億ドルが提供されることを確保する、事務総長の「気候レジリエンス・イニシアチブ：先手を打つ、取り入れる、作り直す」において設定した野心的な目標に到達するための支払に匹敵することによりリスクプーリング報奨金に対する支払のため政府への補助金を考慮できる。財政的誘因のその他の種類は、広い範囲の災害を予想した緊急計画を策定することにおける政府を支援する多数国間開発銀行からの貸付に対するアクセスを含むことができる。

³⁴ 2009年6月16日から19日までジュネーブで開催された、防災グローバル・プラットフォームの第二期で提案された。

安定に投資する

152. 投資は、脆弱な状況においてまた増加しなければならない。ドナーは、脆弱な状況に対する自らの援助予算のかなりな割合を割り当てるため目標を設定すべきである。そのような投資は、司法及び治安部門を強化すると同時に、合法的且つ包摂的な制度に対する増加した援助を確保することが必要である。事務総長は、3倍になることを世界銀行の国際開発協会の危機対応融資制度に対して求めている人道資金調達に関するハイレベルパネルに同調する。

153. 脆弱な状況における投資はまた、紛争を予防しそして終わらせるため、より持続した、強烈なそして一致した政治的で財政的な投資を要求している。さらに、2014年に、人道対応に利用可能な資源は、平和維持活動と特別政治ミッションを合わせたよりも多かった³⁵。情勢を変化させることと紛争予防と解決のためにまたより強力な制度、社会保護並びにその他の準備のために利用可能な資源の蓄えを増加することは、平和の配当を得ることにとって主要なものである。

154. 資源は、能力、技能そして加盟国の外務省及び開発省で、地域機構と国連で紛争予防と危機解決に活動している数多くの職員を改善するために増加されるべきである。地域の市民社会グループと「平和のための地盤」に対する資源はまた、増加されるべきである。持続可能な平和を確保するために、これらの新しい資源は、危機の前、最中そして後に利用可能のままではなければならない。

155. 平和構築構造の再検討に関する専門家の諮問グループ及び平和活動に関するハイレベル独立パネルは、私達の集団的な予防措置を強化するための幾つかの極めて重要な措置を特定した。そのうちの幾つは私が紛争を予防することと終わらせることの共通の責任に関して上述した第IV節Aで言及した。事務総長は、国連平和構築基金が、年に1億ドルの現在のレベルで活動を継続するため、追加の、予測可能な資源を割り

³⁵ 国際連合平和維持活動は80億ドルを受領したが、国際連合人道活動はアピールを通して100億ドルを受領した。人道問題調整事務所、*World Humanitarian Data and Trends 2015*（脚注20を見よ）。

当てられるという勧告を更に支持する。同基金の急速な窓口は、そのパートナーのために強化された柔軟性で規模が拡大されるべきである。平和活動に関するハイレベル独立パネルの勧告の実施に関する事務総長報告書において事務総長が指摘したように、事務局の中核的な予防及び仲介能力をかなり強化することまた通常予算を通してこれらの能力についてより信頼できる資源を提供することのためのニーズもまたある。平和維持活動を支援する仲介や選挙ミッションのような付随的な和平プロセスは、平和維持活動に用途を明らかにした支援に対するアクセスを有すべきである。

バラバラではない、資金調達の成果：短期資金調達から長期資金調達への変化

資金調達の協働成果

156. 個々の事業への資金調達から資金調達の成果への基本的な変化なしには、人道と開発の垣根を乗り越えることまた協働成果に向けて活動することについて事務総長が概要を示したビジョンを達成することは困難であろう。現在の人道アプローチは、個々の、しばしば短期の事業に資金調達することについて頻繁に連動されている。このアプローチは、一貫性よりもむしろ、機関、非政府組織やその他の援助や保護の提供者の中の競争を動機付けている。それは、影響を受けた国民及びデータ並びに分析により特定されてきた優先事項よりもむしろ、ドナーの優先事項に基づく事業の資金調達を奨励している。それは、その与えられた状況において提供するには誰が最善の場にあるのかよりもむしろ、任務または前から存在する関係に基づく国際的な援助や保護提供者のための資金調達を促進する。それは、資金調達における不足が成果の達成について有することになる全体的な影響を条件とするよりもむしろどれだけ多くの事業が資金を調達してこなかったかを条件に測定されるアピールにおける資金調達の不足を誘発する。それは、計画の途中で生じるかもしれない新しいニーズ、リスクまたはショックを調整する計画に対する柔軟性を認めるよりはむしろ、特定の事業の提供に対する資金調達のように見える。それは、ニーズと脆弱性を削減するより戦略な成果に対してそれが貢献する方法に関するよりもむしろ、その特定の事業の提供に基づいている結果と成功を導き出す。

157. 資金調達に対する新しいアプローチは、必要である。すなわち、それは、関係者が、特定の状況で変化しているリスクのレベルに改革を適用することができるように柔軟であるものであり、また異なる資金調達の条件をもった広範囲の多様な関係者に資源を提供することに、即時に対応するものであり、そして関係者が、長期における脆弱性を削減することにおける協働成果を達成することに向けて計画した活動できるように、複数年にわたって予測可能であるものであるべきこと。人道資金の調達に関するハイレベルパネルの所見を強調しつつ、事務総長は、世界人道サミットの全てのドナーに対し、援助を可能にするこの新しいアプローチに対してコミットすることそして保護提供者に対し、予測可能なまた持続可能なやり方で達成されることになる戦略的成果を許すアプローチに向けた援助部門におけるバラバラの状態を助長する人道と開発の垣根を乗り越えて動くことを奨励する。

短期融資から長期融資への変化

158. 協働成果に資源を提供することはまた、長期融資が、それらの成果を提供する比較優位を有しているとして特定されてきた関係者に直接向けられることを要求する。協働成果の達成に向けて短期の、中期のそして長期の計画を提供するため同時に活動している関係者の多様性は、異なる関係者にとって、また異なる期間について、異なる長期融資の手段を必要とすることになる。それは、短期融資から長期融資への変化を要求することになる。

159. 協働成果は、短期の補助金だけでは達成されることができない。補助金が、特に深刻な紛争または突然始まる災害の状況における、援助部門において、中心的な役割を果たし続けるとは言え、それらは、リスクプーリングを含む、資金調達オプションの幅広い範囲により補完されまた手段、インパクト債、小規模国際税、貸付及び保証を移転することが必要である。究極的に、短期融資から長期融資への変化は、正しい時に、正しい関係者に対し、正しい資金調達手段を申し出ることを意味する。例えば、救命援助を提供するための現地の非政府組織への補助金、または災害後に影響を受けた人々に対する保険の支払いは、より良く再構築しまたその災害リスク管理能力を改善しそして将来の危機を予防するため無利子融資や現地自治体への技術援助を伴う

かもしれない。

160. この新しいアプローチは、幅広い資金調達手段を利用しつつ、より多様化した資金調達構造を通して他の方法で支援されることができない緊急事態のために使わずに残しておくことを補助金に基づく資金にまた可能にすることになる。伝統的な補助金が使われる場合、短期の資金調達は、小規模や中規模の危機の人々が取り残されずにまた彼らの必要が満たされることを確保するため不足を埋めなければならない。ドナーは、公平に融資金を提供するニーズを考慮しなければならない。国連中央緊急対応基金が、人道資金の調達における不平等を平均させることに役立つかなり貴重な役割を果たしてきたとは言え、それは、非常事態間の資金調達における地球規模の不平等に適切に対処する大量の資源を有していない。世界的な不平等をより良く平均させるために、同基金は、増えつつある世界的な人道のニーズを反映するため強化されるべきであり、そしてその他の効果的な「平均させる手段」を、探究すべきである。

長引く危機に対処するため新たな資金手当てプラットフォームを創造する

161. 長引くまた脆弱な状況において手段による成果の予測可能なまた適切な資源を提供することを確保しまたより多様な一連の関係者に対する最大限の資金調達オプションを提供するニーズを満たすため、国連及び国際的な並びに地域的な金融機関は、国際的な金融プラットフォームにおいて共同開催することを考慮すべきである。同プラットフォームは、異なる目的、関係者と時間的枠組に対する異なる窓口を有することができまた自らの比較優位にそれぞれが基づく、協働成果を提供することに関連した支持層の広範な陣立ての要求を満たすことによる分裂を避けることに役立つであろう。同プラットフォームは、貸付保証、リスク保険と技術援助を含む、伝統的な補助金を越えた金融手段を提案するであろう。事務総長は、そのようなプラットフォームの「窓口」の一つが、成功の証拠の基を生みだしそして脆弱性とリスクを削減する試験的なイノベーションを支援するため、金融イノベーション、研究及び開発専門であることを、更に勧告する。別の窓口は、現地の能力や対応者に対して速やかなまた直接の支援を提供するため使われるべきである。そのようなプラットフォームを効果的にするために、そして危機における劇的に増加した緊急のニーズを考えると、寄付

として潜在的に 50 億ドルから 70 億ドルの範囲内での当初の主要な投資を提供することに対して、考慮が与えられるべきである。このことは、同プラットフォームがひとりでの成長しそして特に長引いたまた脆弱な状況において、協働成果の達成を動機づけまた確保する丁度よい量を達成することを許すだろう。

162. 短期の資金調達から長期の資金調達へ変化することは、大変なまた複雑な仕事である。主要な関係者及び利用可能な金融手段は、関連づけられそして世界人道サミットで世界のリーダーたちに対して示されるべきである。同サミットでの議論に基づき、計画立案は、完成させられそして総会の第 71 会期で発表されるため、国連、経済協力開発機構（OECD）、世界銀行、地域的なリスクプーリング制度、地域的な銀行及び政府の中での行動計画に発展すべきである。行動計画は、「後悔のない資金調達」を増やすための金融手段や革新的なアプローチを試す方法に関する指針を含むことになる。それはまた、その行動範囲、手段と統治を含む、長引く危機に対処する新しい国際的な資金調達プラットフォームに関する更なる詳細と先に進む方法を提供すべきである。

資源ベースを多様化し費用効率を増す

163. 上記の変化は、長期にわたり人々の生活に実質的な影響を創り出すことになる。私達は、しかしながら、私達が直面する世界的な課題が、ここ数年のうちに、人々のニーズと脆弱性を増し続けるであろうということを理解する必要がある。国際社会は、高まる要求に適切に対応するため、世界的な課題の予想とリスクや脆弱性の予想を自らの予算と資源動員戦略に組み入れることを準備しなければならない。

資源ベースを増やしそして多様化する

164. 脆弱性とリスクを削減することにおけるかなりな投資が配当を得る前に、ドナーは、より多く投資する必要があるそしてドナーの基盤は、高まる人道上の要求を扱うため多様化することが必要である。より多くの政府からのより多くの寄付が必要である。しかしながら、このことは、より広くまたより多様な一連の資金源を利用する

ことにより調和させられなければならない。市場または雇用創出における増加した投資を含む、民間部門の貢献、OECD開発援助委員会以外の諸国からの資源、三角及び南々協力、個人や財団からの個人的な寄付、クラウド・ファンディング、連帯税、イスラム金融のような社会や信仰に基づく金融そしてディアスポラ送金は、脆弱性を削減するためにより良く利用されるべき幾つかの重要な追加の資金調達源である。より寛大な寄付を奨励するため、より一層の努力が代替的な短期の資金調達と長期の資金調達の源を認識しそしてそれにより可視性を与えるためになされるべきである。

165. 緊急の救命に必要な額と提供された資金との間の現在の不足を狭めるために、関係者は、世界人道サミットで、2018年までに実行されることになる、最低資金調達支援パッケージに対して、コミットすべきである。

- ・ 可及的速やかな完全な範囲適用を達成することを目的に、機関間緊急アピールの範囲を現在の低い60%の平均から、当初の75%の最小平均に増加する³⁶。
- ・ 援助の対象となる数多くの人々が、2倍以上になったことと資金の必要量が、2005年に同基金が改められてからほぼ6倍に増えてきたことを反映するために、国連中央緊急対応基金を5億ドルから10億ドルに拡大する。

166. 追加の人道資金の調達は、開発資金の金を使って来ることはできない。苦しみを軽くすることと人々を持続可能な開発の道に置くことは、ゼロサムゲームとなることはできない。そのためにも、政府は、ODAとして国内総生産の0.7%を提供するその約束を履行するため、政府ができることを全てしなければならず、また事務総長はその約束を果たすかまたは越えるものを称賛する。

費用効率と透明性を増加する

³⁶ 少なくとも75%の平均まで範囲を増やすことに対する約束は、2013年にこれらのアピールに対して提供された資金調達の65%の記録から10%増を表すことになるだろう。2016年にとっては、このことは、2015年のアピールに比べて50億ドル増になる。

167. 増加された資源は、資金が使われる方法（人道資金の調達に関するハイレベルパネルにより描かれたような「グランド・バーゲン」）において増加された効率性と透明性により調和されなければならない³⁷。この「グランド・バーゲン」は、核となる責任その四に関する上記第IV節Dにおいて概要を示したように協働成果に向けて活動する新しいアプローチに対する極めて重要な補足する物になるだろう。一方では、国連機関及びその他の受取機関は、資金の必要量、原価計算、資源の入手可能性そして成果を決定するために用いられる過程における透明性と可視性を増すことが必要である。それらはまた、特に実施しているパートナーに対して資金を支出する場合、通常経費の費用を最小化する義務を有している。同時に、ドナー及び国家当局は、資金の支払いと国の政府、ドナー、特に新しいドナー並びにその他による支出に関する報告において透明性を改善することが必要である。国のそして国際的な組織は、国際援助透明性イニシアチブの原則に同意すべきである。事務局の人道問題調整事務所の資金追跡サービスのような、既存の報告メカニズムは、OECDの開発援助委員会により採用されたのと同様の義務的且つ包括的な報告制度を持つべきである。

168. 国のまた現地の能力を構築すること、早期にそしてリスクに基づいて行動すること、紛争予防と平和構築に資源を提供することまた協働成果に資金を提供することにより人道に投資することは、値札なしにはくることがはない。政治的なリーダーシップは、人々が危機の外へ移動できるようにこれらの変化を先に進めるために必要な技術的及び財政的な資本を確保するために不可欠である。しかし、現状を続けることの人的及び財政的費用は、維持されることができないばかりか、道義的にも受け入れられない。人道資金の調達に関するハイレベルパネルが述べてきたように、誰も、お金がないために尊厳なしに死んだりまたは生きたりしなければならないことはない。私達は、より手際の良い投資を行いそして新しい金融商品を開発するため私達が持っている知識と手段を用いるためにより緊急性をもって、今や行動しなければならずそしてニーズ、リスクと脆弱性を削減する持続可能な国のまた民間部門の投資を鼓舞しなければならない。人道における投資以上に良い投資はない。

V. イスタンブール：行動への呼びかけ

³⁷ 人道資金の調達に関するハイレベルパネル、「重要すぎて失敗できない」（脚注1）。

169. 私達が今日直面している主要な課題は、グローバルで、相互に関連し、ボーダレスであり、いずれか 1 つの国や組織の能力を超えている。私達は、新たな多国間主義というビジョンの中で、国を超え、関与する市民のネットワークを介して、一緒に仕事を始めなければならない。世界人道サミットは、私達がこれらの課題に立ち向かうために必要な団結と協力をしっかりと誓約する機会、「イスタンブールの時」、でなければならない。そして、苦難を予防し終わらせる責任を受け入れ、私達の意味決定と集団行動の原動力として人道理念を受け入れるために、必要なあらゆる措置を取らなければならない。

170. 私はこの報告書で、緊迫感と、それらの責任を果たすために必要な措置を概説した。かつて、それらの多くが認識され、合意され、再確認された。それらが完全には新しいものではないということは、過去から学び、ニーズと変更をより強く受け入れることに失敗したことを証明している。私は、事務総長として、十分に国連の責任を認識している。国連は、グローバルな倫理的指針であるために、最も脆弱な人々に代わって発言し、事実を述べることについて、強いリーダーシップを発揮しなければならない。私達は、合意した価値を促進し、生じてくるであろう新たな共通の価値と基準の余地を提供する必要がある。私達は、国と地方にとって代わるものではなく、国と地方の能力を支持し強化することに熟達しなければならない。私達は、人々の脆弱性を軽減するような成果に向けて、「サイロ型」組織と断片化された仕事のやり方を克服することによって、より一貫性のある効果的な機構になるための努力を倍加する必要がある。国連を未来に適合させるために、サミットは、国連の任務と責任の両方について、国連の仕事のやり方を更新するプロセスを刺激しなければならない。私達は、ともに、2015年に達成された成果を配信できるように、2016年は変革の年にならなければならない。

171. しかし、国連は、リスクを認識し、法令を遵守し、または、紛争、災害、苦難を予防し終わらせることにより多くの投資を行うための、リーダーシップと政治的意思にとって代わることはできない。国家、民間部門、学術機関によって開発されたイノベーション、知識、技術にとって代わることも、私達が直面し 2030 アジェンダとして達成した課題に取り組む主体によって必要とされる知識移転、政策転換、投資にとって代わることもできない。女性と若者を含む、地域のリーダーの専門的技術、思いやり、リーダーシップにとって代わることもできない。それらの資源と能力の全てを受け入れ、紛争を解決し苦難を終わらせる方法を見出すことを助け、そうするために必要と

されるものに光を当てることが、国連の責任である。しかし、この責任は、共有されるものである：国、国際機構、地域的機構、民間部門の企業、市民社会、一人一人の市民が、機会、能力、及び、彼らが受け入れ行動をとるべき義務と責任を有している。

172. したがって私は、世界のリーダーたちに、人道理念—私達の市民の尊厳、安全及び福祉のための関心—を、全ての政策、戦略及び意思決定の最前線に置くことを要請する。紛争を予防し終結させるために、それらの目的の背後に適切な国家の能力と資源を置くことにより、もっとイニシアチブを取ろう。平和、紛争解決と予防に取り組むスタッフの数を増やそう。解決策を見出し、国際協力とより強い国連に投資するために、他のリーダーを呼び込もう。私達が合意した価値及び法の尊重のために立ち上がり、短期の選挙サイクルと政治的任務を越えて見る勇気を示そう。21世紀のリーダーは、国境と国益を超えて考えなければならない。

173. 私は、紛争当事者のリーダーたちに、過去の平和維持者の教訓を学び、流血や苦難を終了させ、持続可能な政治的解決策を見出すことを要請する。そうしている間にも、彼らは、人類を守る基本的な法の支配を尊重し、民間人を故意に傷つけることを控え、人道支援者と物資へのアクセスを許可しなければならない。

174. 私は、国や地域社会のリーダーたちに、責任を引き受け、意思決定の最前線に人々の生命を置くことを要請する。主権は責任を意味し、信念は思いやりを意味する：危害から人々を守り、市民や近隣諸国のリスクと脆弱性を背負い、避難所を提供し、人道的なアクセスを保証することを意味する。責任はまた、長期的な援助依存を防止し、避難民を負担としてではなく将来の資産であるとみなし扱うための、社会・労働政策が必要である。これは、最も取り残される危険性のある人々との連帯と、彼らのための支援を必要とする。

175. 私は、実業界や企業のリーダーたちに、人道理念に投資することを要請する。彼らは、社会的責任と政治的影響力の担い手であり、国連とそのパートナーたちが長い間支持してきた規範や価値の力の拡大者でもある。彼らの創意工夫と革新的な力を、危機が人間に与える影響を最小限に抑えるために必要な知識と技術を共有するために使う必要がある。彼らは、私達をさらに繋ぐ、新たな市場とインフラに投資し、構築していかなければならない。私達は、彼らなしには、私達の時代の課題に有効に対処し、人類のためにより良い成果を提供し、2030 アジェンダを達成することは

できない。

176. 私は、若者—私達の未来のリーダーであり革新者でもある—に、参加し、組織し、新たなアイデアをもたらすことを要請する。戦争と平和、及び、人類の苦難と開発の問題は、外交官だけに任せることはできない。若者の積極的な関与、彼らの活力と工夫力、彼らの平和と繁栄の中に住みたいという欲望、を必要としている。若者は、人道理念を大義とし、私達に説明責任を求めなければならない。なぜなら、彼らに投資し、政治的、市民的活動過程に関与する機会を提供し、教育と雇用の機会を提供することにより、彼らの将来的な主体性を確保するのは、私達の責任であるからである。

177. 私は、国際援助機関やドナーのリーダーたちに、人道活動と開発活動の分断を乗り越えることを要請する。私達は、その問題をあまりにも長い間議論してきた。私達は、ニーズを満たし、脆弱性を軽減する集団的成果に向けて作業するために必要な変化に、自分自身をコミットする必要がある。私達は、1人のリーダーシップの下、比較優位に従って作業し、パートナーのより大きな多様性ととも、地域及び国の主体を支持しながら機能するために、従来の「サイロ型」組織の快適さ、任務、制度的分断を越えて動くことにコミットする必要がある。私は、勇気ある非常に貴重な多くのNGOが、この大義に参加し、彼らの活動の専門化、統合化などを通じて、集団的成果に貢献することを要請する。

178. 後に、私は、一人一人の市民に、人道理念—人々の尊厳、安全、福祉—を私達の共通の大義とすることを要請する。彼らは、人々の人間性を維持し、守る意思決定を行うよう、彼らの指導者たちに求める必要がある。市民は、指導者たちが、災害や紛争を予防し、終了し、世界中の必要性、脆弱性とリスクを減らす責任を引き受けるとき、指導者たちが大胆で勇敢な意思決定を行い、リスクを取るための努力を行うことをサポートする必要がある。彼らの声やアイデア、彼らの思いやり、関与や懸念、及び、彼らの能力と力量が問題であり、すべての人のためのより良い未来を実現するために不可欠である。外国人嫌悪、ナショナリズム、除外と偏見は、私達の時代の特徴であってはならない。人道理念を私達の意思決定と行動の中心的原動力にすることが可能である。私達は、現実の世界と、あるべき世界との間のギャップを埋めることができる。私達は、知識、接続性、そして、そうするための手段と資源を持っている。それは私達の力の中にあり、そして、今にまさる時はない。

179. 私達が人道理念にコミットしているか否かの試金石は、世界人道サミットの成果だけではない。シリア・アラブ共和国のアレッポやバンギにもある。太平洋やインド洋の島々にもある；スーダンのダルフル、ケニア、中東の難民及び避難民キャンプにもある；地中海やアンダマン海を漂流する難民や移民の船にもある。数か月前、地元の医療従事者が私に言った。「私は 33 歳です、私は 4 人の子供を産み、育て、混乱の真ただ中にも思いやりを見てきました。でも、私は、私の人生において平和な日を一度も見ることがありません。平和がどんなものかも分かりません」。私達は、彼女に救済の方法を提供できることを示してきた。今、私達は、平和な日がどのように見えるのか、彼女の子どもたちにとって希望がどのように感じられるのかを彼女が理解できるようにするために、早急に、国境や部門や任務を超えて、一緒になる必要がある。

180. 世界人道サミットは、人道理念の最前線に住んでいる人々のためのものでなければならない。彼らは、私達を頼りにしているので、私達は彼らを失望させることはできない。私達は、イスタンブールでのサミットを、世界が非常に必要としているターニングポイントにし、また、最も脆弱な人々が必要としている安全で、尊厳のある、繁栄する機会に生きられる生活への変化の始まりにしようではありませんか。

添付資料

人道への課題

世界人道サミットは人類共通の課題への対処の方法において転換点とならなければならない。各国政府、現地のコミュニティ、民間セクター、国際機関、援助提供者、そして日々危機や災害の現場で支援活動に従事している多くの献身的で同情的な個人によって構成される、「われら人民」の社会は、私達が危機や苦難を終わらせるための統一した目的をもって行動して初めて成し遂げられる。このサミットは以下の事項において真の変化を導くものとならなければならない。それは、私達が支援を提供し、危険性と脆弱性を減少する方法、国際法を尊重し、促進し履行する私達の約束、最も遠く置き去りにされている人々に到達するまでの私達の進展、比較優位に基づく協働成果に関与する方法、管理不能な数多くの事業や活動への国際援助のまとまりがないことを変えるために、解決する方法、そして私達が紛争や人類の苦難を予防・解決するために行うより大規模な投資である。

私達はより決定的に、より多くの能力、決断力そして資源とともに苦難を予防・終結させるために、このサミットの機会をとらえ、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」でなされたコミットメントに立脚しなければならない。私達は政治的、文化的、宗教的及び制度的な垣根を越えて、集合的かつ一貫して、共同して活動することを約束する必要がある。私達は国家的、地域的そして国際的な団結において信頼を、また、私達の意味決定において人道を優先事項とする意志と能力を引き起こす必要がある。最も重要なことは、私達は、人々の安全で尊厳があり、かつ自身の運命の主体として繁栄の前途を持って生きる権利を認識する必要があるということである。個人的及び集合的責任の下に行動することは私達のグローバルな約束である。

そのためにも、私はこの「人道への課題」を進めるとともに、行動、変化そして相互の説明責任のための枠組として活用することを約束することを強く促す。私はこのサミットにおける全てのステークホルダーがこの「課題」を実行することを目指した確固たるイニシアチブを取ることを約束するよう強く促す。人々の生命の保護・改善、多くの人々が今日経験している苦難の終結の緊急性を考えると、私達は次の3年間で、その後の更なる進歩を踏まえて、この「課題」の実施を直ちに進めることを約束しなければならない。第71回総会に提出する予定のサミットの成果に関する事務総長報告書において、私はこの「課題」を更に進めた形で反映し、そして現在と未来の人類のための断固たる

変化を起こすために必要な戦略的転換及び行動を履行・監視する最善の方法について勧告する予定である。

変化は、私達が何十年もの間慣行としてきた構造や配置を改善し克服するための着実に断固とした努力、全てのレベルにおける新しく創造的な協同の精神と新しく多様な協力への開放性を要するだろう。さらに、その中心にいる人々とともに、団結と協同に基礎を置く国際秩序を確保することで、私達の人道に対する責任をより良い形で受け入れなければならないということを認識することを要するだろう。

今日、国連憲章や世界人権宣言といった主要な文書において私達が合意した国連の価値と人道の未来像、赤十字社によって合意され、総会決議 46/182、国連ミレニアム宣言、そして最近では、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」によって再確認された人道原則がこれまで以上に必要とされている。人道は道徳的要請というだけでなく戦略的必需品である。そのため、私達は個人及び共有の責任の下に行動しなければならない。私達は高い緊急性の意識と決断力を持って、この「人道への課題」において確認された戦略的、運用的そして政策的転換を現実のものとするところから始めなければならない。

核となる責任その一

紛争を予防・解決するためのグローバルなリーダーシップ

人間の苦しみを終わらせるためには政治的解決策、目的の一体性と持続的なリーダーシップ、そして平和で包摂的な社会への投資が必要である。

A. 時宜を得たかつ整合性の取れた、断固たる政治的リーダーシップの発揮

- ・政治的リーダーシップは次の事項を優先させること。すなわち、危機の原因への対処、リスクの認知と状況の悪化を予防するための早期の行動、紛争を予防・解決し政治的解決策にたどり着くための政治的・経済的影響力の活用、紛争当事者が人道保護規範を遵守することの確保、そして助けを必要とする人々のためにより良い結果を提供するという持続的な決意を

持った力強い行動である。

B. 早期に行動する

リスク分析に投資し、結果に基づいて早期に行動する

- ・各国政府、地域及び国際機構にリスクの分析と悪化の状況を監視する能力を構築すること。
- ・暴力と戦争から人々を保護し、紛争を予防するために二国間、地域機構及び国連を含む国際機構で協同して活動する責任を受け入れること。
- ・リスクに関する情報と分析を受け入れ、苦難を予防するため、必要に応じて二国間、地域及び国際的パートナーによる早期の支援を受け入れることを含め、状況が悪化する前に行動すること。

応じるだけでなく、予防するための政治的一致をつくる

- ・地域及び国際的レベルにおける早期かつ統一された政治的メッセージを含み、かつそれらのイニシアチブが密接に提携することを確保した、危機を予防・解決するための一致をつくること。
- ・安全保障理事会は、リスクの分析を早期に取り入れ、その影響力を緊張の緩和、自制の促進及び対話の場の開設に活用するなど、危機の予防により積極的に関与するべきであること。
- ・安全保障理事会は、必要に応じて多くの学問領域にわたる分析によって情報提供された懸念状況に関し、毎月更新を行うべきである。

成功を可視化する

- ・紛争予防において得た良い実践や教訓を記録、統合し共有する。

C. 従事し続け、安定性に投資する

複数の危機に同時に取り組む

- ・紛争予防及び危機解決に貢献する能力を含め、複数の危機に同時に対処することができるよう、各国の外務省及び開発省、地域機構及び国連における能力、技術及び従事者の数を増やすこと。

- ・政治的・経済的影響を持つ場所に応じた、異なる関係者による関与に影響を及ぼすハイレベルな調整によるものを含め、全ての危機が政治的注目を集めることを確保すること。

従事し続ける

- ・政治的注目及び継続的な長期的投資を維持するために、脆弱な紛争後の状況において、地域及び国際レベルで組織的に連絡グループを活用すること。

安定性に投資し、結果への時間的枠組を変える

- ・包摂的で、説明責任を果たし、透明性のある制度を創設・強化し、全ての人々への司法アクセスの提供をするため、脆弱な紛争後の状況において、持続的で、証拠に基づき、予測可能な投資に取り組むこと。
- ・平和で包摂的な社会を築くための時間的枠組をより良く反映させるために、10年から15年にわたる協力・支援の枠組を策定し、成功の基準を調整すること。

D. 人々と共にまた人々のための解決策を生み出す

- ・全ての年齢、宗教及び民族の男女が市民の問題について共に関与・活動することを可能にするため、国家及び現地の政府と市民社会の間に対話の場を設置し、「平和と非暴力の支持層」を助長すること。
- ・全てのレベルにおける政治的意思決定と平和的プロセスに、女性と女性グループが有意義な形で関与することを促進し要請すること。
- ・国家の議会、紛争予防及び解決プロセスに若い人々に従事させること。
- ・不平に対処し、社会的団結を強化し、長期間の共同体の和解を促進する、信頼に基礎を置いた対話を促進すること。
- ・人々の生活に安定と尊厳をもたらす持続的な解決に貢献するための影響力、知識及び技術を活用するビジネスリーダーを奨励すること。

核となる責任その二

人道を保護する規範を護持する

戦争であっても制限される：人間の苦しみの最小限化と一般市民の保護は、国際法遵守の強化を求める。

A. 敵対行為において文民と民間物を尊重し保護する。

主要な規則を護持する

- ・攻撃の際の区別、均衡性、予防措置に関する基本的な規則を遵守し、武力紛争の全ての関係者にそれらを尊重するよう強く促すこと。
- ・国際人道法・人権法の解釈が人道の要請に導かれることを確保し、武器、戦術、標的及び許容され得る一般市民の死傷者の範囲を拡大するような、拡張的又は議論を呼びそうな解釈を避けること。
- ・病院、学校、礼拝所及びその他の重要な民間施設の軍事的利用や標的化を止めること。
- ・国際人道法・人権法の受容及び履行を強化し、それらへのアクセスを獲得・維持し、安全に運用するために、公平な人道の関係者が全ての関係国及び非国家の軍事集団と対話することを許可すること。

人口密集地域への爆撃と砲撃を控える

- ・無差別の影響を及ぼす可能性があるため、人口密集地域において広範囲の影響を持つ爆発性のある武器の使用を控えることを約束すること。
- ・爆発性のある武器を人口集中地域で用いた場合の一般市民への影響の最小限化に関する良い実践を収集し共有すること。
- ・人口密集地域における爆発性のある武器の人的影響の減少に関する経過を監視するための目標と指標を特定すること。

B. 人道及び医療ミッションへの十分なアクセスと保護を確保する

人々の基本的なニーズを満たす

- ・武力紛争の全ての関係者が彼らの支配下にある一般市民の本質的なニーズに応じることを確保すること。
- ・人間性、公平性、中立性及び独立性といった人道的行動の指導原則の十分な尊重を確保する

こと。

- ・住民の基本的ニーズが満たされない場合の公正な人道機関への迅速かつ円滑なアクセスについて、国家が同意し、武力紛争の全ての関係者が許容し促進するという彼らの義務を果たすことを確保すること。
- ・コミュニティの包囲を直ちに解除し、助けを必要としている人々に緊急に必要とされる公正な人道的援助を許可し、促進すること。
- ・迅速でスムーズなアクセスを促進するため、明白で、簡潔かつ処理の速い手続を採用すること。
- ・恣意的な同意の保留や公正な人道的救助活動の妨害のいかなる例も糾弾し、安全保障理事会も含め、それらに率先して対処すること。
- ・対テロ作戦や対ゲリラ活動の手段が人道的活動を妨げず、必要な義務の免除を提供することを確保すること。

人道及び医療ミッションを尊重し保護する

- ・全ての国家及び非国家の軍事的紛争の関係者が、攻撃から人道的及び医療的従事者及び施設、また、傷病者を尊重・保護する義務を果たすことを確保すること
- ・国内法及び規則、教育及び訓練を制定・実施すること、現地のコミュニティとの協力を強化することを含め、人道的及び医療的任務に従事する人々と施設を保護するための政治的、法的、社会的かつ安全な方策を整備すること。

C. 違反について公にする

事実を集める

- ・遵守と説明責任を強化するため、国際人道法の違法行為に関する情報をシステムチックに追跡、収集、分析、調査及び報告すること。
- ・データを追跡・収集し、国際人道法の違法行為と遵守の間の乖離の傾向を報告する献身的な「監視役」を設置すること。
- ・事実を確認し、権利の保護を進める方法を勧告するために、安全保障理事会、人権理事会及び紛争当事者を含めた各国に対して、独立かつ公正な審理委員会や、国家の事実調査の試みが不十分な場合には、事実調査委員会に権限を与えることを奨励すること。

重大な違反を組織的に非難する

- ・国際人道法・人権法の重大な違反を非難し、その事実が広く一般に知られることを確保すること。
- ・国際人道法・人権法のあらゆる重大な違反も組織的に安全保障理事会の注意を引くようにすること。

D. 遵守と説明責任を改善するための具体的な措置を取る

影響の範囲を通じて尊重を確保する

- ・武力紛争の当事者が国際人道法・人権法を遵守することを確保するために、あらゆる利用可能な政治的・経済的な影響力を用いる。
- ・国際人道法・人権法の重大な違反を犯すことに条約上の武器が使用される可能性を審査することを含めて、武器貿易条約及び類似の地域条約の義務を遵守すること。また、そのような重大な違反の相当な危険性がある場合にはそれらの武器の輸出を控えること。

グローバルな司法の制度を強化する

- ・国際犯罪を広く取り扱う国家法制及びそれらの国際的管轄を採用し、国家の法施行を政治的に強化・投資し、強く公正な司法の制度に財政的に投資すること。
- ・国際人道法・人権法の重大な違反の申し立てに対して、効果的な調査及び訴追を組織的に行うこと。
- ・国際刑事裁判所及び国際犯罪の組織的な調査及び訴追に十分な政治的、技術的及び財政的な協力及び援助を提供すること。

安全保障理事会の利用

- ・国際人道法・人権法の重大な違反が申し立てられ、一般市民の保護が危険にさらされている場合に、安全保障理事会が自動的に対処することを奨励すること。
- ・安全保障理事会が、最も重大な違反を包含する状況において迅速で断固たる行動を支援することを政治的に約束し、右状況を予防し終結させることを目的とした信頼のおける決議を否決しないよう奨励すること。

- ・安全保障理事会の常任理事国が大規模な残虐行為を予防し終結させることを目的とした方策に拒否権を行使することを差し控えるよう奨励すること。

性的暴力及びジェンダーに基づく暴力を撲滅し、被害者を尊厳を持って扱う

- ・女性の人権に関する国際的規範に沿った国家法制を制定・実施し、女性と少女に対する全ての暴力を禁止すること。
- ・性的暴力及びジェンダーに基づく暴力の加害者が責任を問われることを確保し、女性と女の子に対する差別を終わらせるための長期的な努力の一部としてのものを含め、国家の司法メカニズムを強化すること
- ・医療及びトラウマの処置やケア、心理的、法的、性的及び生殖に関する健康管理サービス、社会的統合を促進するプログラムを含めた、被害者中心の包括的な支援を優先的に行うこと。
- ・性的暴力及びジェンダーに基づく暴力のスティグマを終わらせ、被害者の尊厳を保護するために、社会的態度を変えることを目的とした政府と女性グループとの間の協力関係を作り、権利保護のキャンペーンを率先する。

E. 規則を護持する：人道を守る規範を確認するためのグローバルキャンペーン

グローバルキャンペーンに着手する

- ・特に人道条約・人権条約といった関連する国際文書の締約国、市民社会及びその他の世界のリーダーたちを、国際人権法・人道法の崩壊を防ぎ、そうした法制度の一層の遵守を要請し、一般市民の保護を熱心に追及するための地球規模の努力に着手すること。

核となる文書を遵守する

- ・一般市民及びその権利の保護を目的とした主要国際文書への加入及びその実行を全ての国家に強く促すこと。

法に基づく対話への参加による遵守を促進する

- ・特に人道・人権諸条約といった国際文書の締約国及び専門家の間において、国際人道法・人権法の履行及びその妥当性を強化するための新たな挑戦に関する定期的な会合を開催し、究極的には遵守を強制するために、説明を要する領域を特定し、法的支援の機会を提供するこ

と。

- ・国際人道法・人権法の遵守に関して対話をするために、総会、安全保障理事会または人権理事会といったハイレベルの締約国会合を活用すること。

核となる責任その三

だれも置き去りにしない

誰も置き去りにしないという私達のコミットメントを尊重することは、紛争、災害、脆弱や危険な状況にいる全ての人々に届ける必要がある。

A. 避難を減らし対処する

2030年までに強制的な国内避難を減らす。少なくとも50%まで、尊厳がありかつ安全な方法で国内避難を減らすための包括的なグローバルな計画を約束すること。

- ・避難の原因を終結させるための政治的解決、避難民の帰還、統合または再定住に投資すること。
- ・避難民の保護、国家による社会セーフティネット、教育計画、労働市場及び開発計画への統合のための国家法制、政策及び能力を策定すること。
- ・避難民を、「義務」というよりもむしろ、社会経済的な資産及び貢献者と認識し、現地の市場や民間セクター活動の開発の意欲を發揮させること。
- ・国内避難民とその受け入れ先コミュニティの要望に対処するために、国家及び現地のシステムに適切な国家資源や国際融資を向けること。
- ・援助依存を終わらせ、国内避難民の自立を促進するために、制度上の垣根や権限を越えて、複数年の枠組で、人道及び開発の従事者、現地の当局及び民間セクターの企業が、集合的に活動することを確保すること。
- ・国内避難に関する地域及び国家の法的・政治的枠組を採用し履行すること。

難民の大規模な移動に対処する責任を共有する

- ・難民の大きな移動に対処するための、予測可能で公正な責任の共有に関する新しい協力の枠

組を作成すること。

- ・ノン・ルフールマン原則、難民の地位に関する 1951 年条約及びその 1967 年議定書の重要性を強化すること。

災害や気候変動が原因となる国境を超える避難に備える

- ・災害が起きやすい地域の国が、難民の地位を持たない国境を超える避難民の受け入れと保護に備えることを確保するために、2025 年までに、適切な国際的枠組、国家法制及び地域間協力枠組を採用すること。

受入国とコミュニティへの十分な支援を確保する

- ・受入国・コミュニティに対して、必要な場合には、住居、雇用、教育、健康管理及びその他の重要な公共サービスを含む、長期間かつ予測可能な国際的、政治的及び財政的支援を十分に行うこと。

B. 移民の脆弱性に対処し、移住のより定期的なまた適法な機会を提供する

- ・国家、国際機関、現地の当局、民間セクター及び市民社会との間の協力に基づき、人間の流動性に対する包括的な対応に同意すること。
- ・移住者及び彼らに特有の脆弱性を人道的及びその他の対応計画に統合すること。
- ・家族の統合、仕事・学習に関する流動性、人道ビザ及び 1951 年条約に該当しない者の保護を含め、適法な移住者のためのより定期的な機会を提供すること。
- ・移住者の密輸及び人身取引と闘うために効果的に協力すること。

C. 次の 10 年間で無国籍を終わらせる

- ・既存の無国籍に関する主要な状況を解決し、新たな事例の発生を予防することによって、2024 年までに無国籍を解決する「I Belong」キャンペーンを支援すること。

D. 女性や女の子の能力を向上させ守る

- ・全てのレベルの意思決定における、女性や少女の子の完全かつ平等な参加を目的とした政策・計画を履行し、十分に準備する。
- ・全ての関係者に対して、国家的・国際的発展及び人道的計画作成・資金調達に女性や女の子の特別な要望を統合し、女性や女の子の能力を向上させることを確保するという責任を問うこと。
- ・持続的で尊厳のある生活と、包括的な性及び生殖に関する健康管理サービスへのアクセスを保証すること。
- ・現地の女性グループへの財政支援を大いに増加させること。

E. 児童、青年及び若者の教育格差を解消する

- ・障がいのある児童及び若者を含め、危機の間及びその後における、初等・中等教育及び職業の機会への安全で、質が高く、包括的なアクセスを確保することを約束すること。
- ・国家の資格と基準に沿った形で、避難生活をしている人々のための初等・中等及び職業教育及び証明を提供すること。
- ・危機の状況下も含めて、全ての児童及び青年が教育と職業訓練の機会を受けることを可能にするため、十分な国内的及び国際的財政支援を提供すること。

F. 青年と若者が積極的な変革の力となることを可能にする

- ・特に紛争予防及び解決、危機への対応及びコミュニティの回復において、国家、現地及び国際的な人道・開発計画及び過程へ若者が参加し、リーダーシップをとることを力づけ、促進すること。
- ・教育、職業訓練・雇用の機会及び不満に対処する場を提供し、難民の若者をコミュニティに上手く統合する計画を作成すること。

G. 危機の状況にあるその他の集団や少数者に対処する

- ・2030 アジェンダの達成に向けて、障がい者や高齢者、民族的少数者、人身取引被害者、奴隷や強制労働の立場に置かれている人々及びその他の集団を含む、最も脆弱で不利益な状況に

おかれている集団の経過を確認し、優先化し、追跡するために包括的データ及び分析を収集することを約束する。

- ・最も脆弱で不利益を受けている集団の権利を保護・尊重することに特に焦点を当てた、包摂的な国家の開発戦略、法律、経済的・社会的政策及び計画、セーフティーネットを整備することを約束すること。
- ・自国の潜在的損失も含め、気候変動やその結果として生じる自然災害を原因とするその脆弱性を持続的に予防し、減少し、対処するために、小島嶼発展途上国及びそのコミュニティへの支援を増加させること。

核となる責任その四

人々の暮らしを変える一届ける支援から、人道ニーズの解消に向けた取組へ

人道ニーズの解消には、現地のシステムの強化そして人道と開発の垣根の予想と乗り越えることを必要としている。

A. 国家及び現地のシステムに取ってかわるのではなく、強化する

人々を中心に据える：コミュニティのレジリエンスを高める

- ・継続的なコミュニティへの関与、意思決定への積極的参加及び全てのレベルにおける女性の参加によるものを含め、人々を彼らのレジリエンスの構築における中心的推進者とし、自らに説明責任を持つことができるようにすること。
- ・積極的な現地の協力戦略、準備、反応及び回復の能力を高め、国際援助依存を減少させる関連の要請主義の支援を確保すること。
- ・財政的誘因が真のコミュニティ関与を促進することを確保すること。
- ・好ましいくまた初期の支援手段として現金に基づく計画を活用すること。
- ・マーケット・ショックに脆弱ではない、社会福祉やセーフティーネットへの公平なアクセスを確保する国家の社会保護システムを強化すること。

可能な限り現地に、必要な限り国際的にコミットする

- ・ 国家及び現地のリーダーシップ、それらの準備と対応の能力を支援するとともに、可能にすること。また、複数年の枠組で組織的に現地の能力を強化すること。
- ・ 国家及び現地の努力と相補性のある明確な評価に基づく国際支援を適合させ、類似の国際調整及び対応の制度への投資を避けること。
- ・ 危機の最初から計画的で組織的な取組の一部として、国際的關係者から現地の關係者に任務とリーダーシップを移行すること。

B. 危機を待つのではなく、予測する

- ・ 2020年までに、最もリスクがある20か国の対応能力を大いに強化するため、2017年までに包括的な行動計画を作成すること。

データ及びリスク分析に投資する

- ・ 特に最もリスクがある国及び地域において、危機の前、最中及び後に、データ収集、リスクの監視及び分析のための財政的及び人的資源を大いに増加させること。
- ・ 十分に安全かつプライバシーが保護された、オープンで広く利用可能なデータ・ベースにデータを統合し、国家、地域及び国際的レベルにおける全ての關係者の努力を指導し、共同分析と最も差し迫った危機の共有イメージを情報提供することを約束すること。

リスクを受け入れ、認めて行動する

- ・ リスクに関連する情報と分析を受け入れ、確認されたリスクに対して早期に行動する責任の明確な誘因及び道筋を持った、国家及び現地の危機管理戦略を確立すること。
- ・ 国家及び現地の早期の行動に報酬を与える財政的誘因を提供し、二国間、地域及び国際的協力者の好意を活用することを含め、政治的障害を克服すること。

C. 協働成果を提供する：人道と開発の垣根を乗り越える

- ・ 国家及び現地の能力を支援しながら、ニーズの解消及びリスクと脆弱性の減少、2030年アジェンダの達成に向けて、広い多様性を持った協力者とともに伝統的縦割りを乗り越え、権限、部門、制度的境界を横断して活動するために、以下の事項を約束すること。

データ及び分析に推進された共同プロブレムステートメントをつくる

- ・優先事項を情報提供する集合的義務として、十分な安全性とプライバシー保護のなされた、信頼性がある性別及び年齢別のデータを収集し、分析し、集合し共有すること。
- ・データ及び分析を、国家・現地の当局と人道、開発、人権及び平和・治安部門の間における、枠組、ニーズ及び能力の共通理解を決定するための基礎及び原動力とすること。
- ・優先事項、全ての対応可能な関係者が優先事項に対処する能力、そして国際的關係者が支援か既存の能力の補足をすることができる場所を確認するための共同のプロブレムステートメントを作成すること。

協働成果を確認し実践する

- ・戦略的で、明確で、数量化・測定することができ、共同プロブレムステートメントにおいて確認された人々の危険性や脆弱性が最も大きい地域が優先化された、集合的成果をまとめること。
- ・協働成果が 2030 アジェンダに向けた進展の全体的な国家指標に肯定的な影響を与え、複数年計画が 2030 年アジェンダに沿った国家の開発戦略の達成に向けた一部となることを目指すこと。
- ・協働成果を達成するために、多様な関係者の役割を提示し、目標を採用し、資源の動員を推進する、3年から5年の期間の複数年計画を作成すること。

比較優位を利用する

- ・現地、国家及び国際、官民間わず、補完性と確認された関係者間の比較優位に基づく、合意された成果を提供すること。
- ・人道部門のイノベーション、専門化及び強化に強く焦点を置くことを促進すること。

協働成果を調整する

- ・協働成果の達成に責任を持つ関係者の多様な範囲から、個々の協働成果を調整すること。

協働成果のためのリーダーシップの能力を強化する

- ・協働成果を達成することに向けて、ステークホルダーの調整・強化のための国家的及び国際

的リーダーシップを強化すること。

- ・複数年計画の完全な計画周期及び集合的成果の達成に向けた、国連及びその協力者による、包摂的、集合的及び予測可能な計画の提供を確保するための常駐/人道調整官の権限を強化すること。
- ・共通のプロブレムステートメントを作成し、協働成果の状況を調停・決定し、進展の履行と監視を確保し、十分な資源を合意された複数年計画に導くため、データと分析を要請し強化する常駐/人道調整官の権限を強化すること。
- ・協働成果に向けたこの取組を強化するために、適切な場合には、各機関やドナーの本部において、構造、過程及び財政的制度を適合させること。

進展を監視する

- ・協働成果を達成することに向けた進展を監視・測定し、迅速な調整を確保し、正しい資源と政治的支援が適切になされることを確保するため、明確な実績の基準と配置が適切になされることを確保すること。

非常時の能力を維持する

- ・長期間の協働成果を達成することが難しい場合には、非常時の対応及び人命救助の支援・保護への人々のアクセスを可能にするとともに促進すること。
- ・緊急時の対応条項を短期間の例外として認識し、最初からニーズ、リスク及び脆弱性を減少させるためのあらゆる努力を行うこと。

核となる責任その五

人道への投資

人道のための共有責任を受け入れ行動することは、政治的、制度的及び財政的投資を必要とする。

A. 現地の能力に投資する

- ・ 国家及び現地の関係者に対する直接的かつ予測可能な財政支援の提供を増加するための明確な目標を作成し、必要な場合には、そのような関係者の資金を探し管理するための能力を発展するための長期間の支援を提供すること。
- ・ 国連の国に基づく運用基金を通じた人道アピールの全体の割合を 15%まで増加させること。
- ・ リスク回避や、対テロ作戦及びマネーロンダリング対策の限定的な現地の能力と効果を含めた、現地レベルの直接投資への障害に対処すること。
- ・ 2030 アジェンダ、アジス・アベバ行動目標、主要 8 か国（G 8）及び 20 か国・地域グループ（G 20）におけるコミットメントに沿う形で、送金の取引コスト減少を加速すること。

B. リスクに応じた投資をする

- ・ 全ての投資を、リスクが知らされた状態で持続可能な開発を行うことを約束すること。
- ・ 税の範囲の拡大、支出効率の増加、緊急準備金の蓄え、リスク削減活動のための予算線を守ること及びリスク保険の設定を含めた、危機管理のための国内的資源を増加すること。専門知識、知識転移及び技術の提供を含めた、二国間及び南々協力に伴う国家投資を補完すること。
- ・ リスクに基づく投資を可能にするための官民パートナーシップを促進すること。リスクの考慮を資産投資に統合するよう保険業界を奨励すること。
- ・ 気候変動の否定的な結果を調整し人道的危機を予防するため、災害の危険性に対して脆弱な国々への支援を増加させるために、仙台防災枠組 2015–2030、国連気候変動枠組条約におけるパリ協定及び第 3 回開発資金国際会議におけるアジス・アベバ行動目標においてなされた約束を実行すること。
- ・ 2020 年までに、政府開発援助の少なくとも 1 %を、防災及び準備行動に割り当てること。気候変動適応基金の相当な割合を災害準備及び予防に割り当て、緑の気候基金を気候危機の減少のための国家の能力を構築するための活動の支援に活用すること。
- ・ 「ノーリグレット」原則の下に、リスクに基づいて資源を支出し、リスクを知らされた現地及び国家の早期の行動に報いるための財政的及びその他の誘因を作ること。

C. 安定に投資する

- ・2030年まで国家及び現地の包摂的な制度を持続的に強化することを含め、脆弱な状況に配分する援助予算の割合を大いに増加させる目標を定めること。
- ・世界銀行による国際開発協会の危機対応窓口を3倍にすること。
- ・年1億ドルの現在のレベルの活動を継続するために、追加的、予測可能な資源を平和構築基金に配分し、その協力者のために柔軟性が強化された平和構築基金の迅速な手続を拡大すること。
- ・国連の通常予算を通じた事務局の中心的な予防と仲介の能力を大いに強化し、より確実に提供すること。

D. バラバラでない、資金調達の成果：短期資金調達から長期資金調達への変化

資金調達の協働成果

- ・関係者が協働成果を持続可能な方法で達成することに向けて計画・活動し、特別な状況下で変化する危機レベルやニーズに適応することができるよう、柔軟で、敏捷で、複数年にわたり予測可能な形で、個別のプロジェクトや活動よりも協働成果に融資することを約束すること。

短期融資から長期融資へ変化する

- ・協働成果を提供する比較優位を持ち、複数年計画で確認された関係者に向けた直接的な融資を行うこと。
- ・関係者及び彼らの集合的成果への確認された貢献に基づき、助成金、リスク分散及びトランスファーツール、ソーシャルインパクトボンド、小規模国際税、借款及び保証を含む、最大限の財政支援の選択肢を採用すること。
- ・複数の危機の間の資金調達におけるグローバルな不平等に対処するため、小・中規模の危機の状況下にある人々が置き去りにされず、彼らのニーズが対処され、中央緊急対応基金といった「バランスを取る手段」が強化され、その他の仕組みが検討されることを確保するための平等な融資を提供することを約束すること。

長引く危機に対処するために、新たな資金手当てプラットフォームを創造する

- ・長引く脆弱な状況において、協働成果の予測可能で十分な資源配分を確保するために、国連

と国際・地域金融機関は国際的な資金手当てのプラットフォームを共催することを検討すべきである。

- ・短期資金調達から長期資金調達への移行を可能にするために、利用可能な資金調達手段及び関係者を位置づけ、世界人道サミットで結果を提出すること。サミット後には、新しい国際的な資金手当てのプラットフォームとその活動範囲・手段・管理を軌道に乗せるまでの道筋を含めた、議論に基づく行動計画を作成すること。

E. 資源ベースを多様化し、費用効率を増加する

資源ベースを増やしそして多様化する

- ・2018年までに、最小平均年75%まで、各機関間の人道アピールの範囲を増加させること。
- ・国連中央緊急対応基金を5億ドルから10億ドルまで拡大すること。
- ・代替資金源を認識し、促進し可視化する努力を行うとともに、その他の関係者からの資源を増加・活用すること。
- ・政府開発援助として、GDPの0.7%を提供する約束を履行すること。

費用効率及び透明性を増加する

- ・人道資金の調達に関するハイレベルパネルによって提唱された「グランド・バーゲン」に同意すること。
- ・効率向上を進め、一般管理費を削減するため、費用のかかる援助計画をより透明性のある手続とし、それを実行すること。
- ・支出報告における透明性を改善し、国際援助透明性イニシアチブの原則に同意すること。